

風水害等対策編

第1章 災害予防・減災対策

第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第1 地域における防災対策の推進

地域まちづくり協議会や自主防災組織等による生涯学習及びコミュニティ等を活用した防災意識の向上を図り、地域が災害時にも自立した生活を送ることができるよう、家庭や事業所等で飲料水や非常食等生命維持や生活に必要な物資を備蓄する等の防災対策を推進する。

また、地域まちづくり協議会及び自主防災組織等の自治組織の活動を支援し、日常生活を通じたコミュニティの育成を推進する等して、災害時には地域活動の中心となりボランティアと協力しながら初期消火や救護活動、地域の災害状況の把握や情報伝達、在宅避難者を含む避難生活者への支援活動など自主的な防災活動を展開のための整備及び取り組み等の施策を促進する。

第2 防災思想・防災知識の普及

風水害等の災害時においては、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」ための活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

このため、防災思想(防災に対する考え方)の普及にあたっては、防災訓練、学校教育広報等を通じて普及を図るとともに、特に、要配慮者に十分配慮するものとするほか、男女双方の視点に立った防災を進めるため、女性の参画が容易な防災体制を確立するよう努める。

防災思想・防災知識の普及に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節」を準用

第3 市民が実施する対策

大雨による浸水害や土砂災害等の発生に備え、日頃から自宅周辺のハザードリスクを確認するとともに、必要な防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助体制の確立を推進する。

市民が実施する対策に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節」を準用

第4 防災人材の活用

自主防災組織リーダーとの連携やみえ防災コーディネーターの活用等、地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用、並びに自主防災組織を対象とした各種対策を講じて、防災人材の活用を図る。

防災人材の活用に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節第4」を準用

第5 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が醸成される地域での要となる防災組織であり、各自治会または地域まちづくり協議会単位で組織されることが望ましい。

市は、自主防災組織に対して、本計画による組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、自主防災組織ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。

自主防災組織に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第5-1」を準用

2 消防団

1 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への入団・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防本部との連携や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

第6 ボランティア活動環境の整備

災害時において、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるための環境整備を行う。

また、市・ボランティア関係機関、災害救援ボランティア等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

ボランティア活動の促進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第6」を準用

第7 企業・事業所の防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても市内の経済活動が停滞することのないよう、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成や点検を促進する。企業・事業所の防災対策の促進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第7」を準用

第8 学校等における防災対策の推進

1 児童・生徒等の防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。各学校においては、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、生活科、総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じて横断的に防災教育を進めるものとする。

特に、大型化する台風や昨今の気候変動に伴う突発的な豪雨等により、大規模な災害が発生していることを踏まえ、「いつ・どこで発生してもおかしくない」視点に立ち教育することに留意する。

学校等における防災知識の普及に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第8－1」を準用

2 小中学校・幼稚園の防災対策の推進

各学校等においては、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、各学校等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

小中学校・幼稚園の防災対策の推進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第8－2」を準用

第9 避難対策等の推進

大規模な災害の発生により、家屋の流失、土砂災害の発生など二次災害の恐れのある被災区域内の住民を、速やかに安全な場所に避難させることが重要である。

そのため、指定緊急(一時)避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路の選定と整備を行うとともに、亀山市地域防災計画や風水害ハザードマップの諸計画を広く市民に周知して、安全の確保に努める。

1 指定緊急(一時)避難場所等及び避難道路

本市においては、指定緊急(一時)避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路を位置付ける。

避難場所、避難所及び避難道路に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9-2」を準用

2 指定緊急(一時)避難場所選定における留意事項

指定緊急(一時)避難場所とは、指定避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所とし、集合した市民の安全がある程度確保されるスペースを持ち、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、団地の広場等を選定整備する。

3 避難所の選定における留意事項

避難所は、大規模災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものであることから、指定に際しては、市民にとって身近な施設にするとともに、二次災害などの恐れがないよう選定・整備を図るものとする。

避難所の選定における留意事項に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9-2」を準用

4 避難経路の選定

避難経路の選定にあたっては、指定緊急(一時)避難場所から避難所に至る経路上の安全性を重視するとともに、市街地の実情や要配慮者の避難行動を考慮するものとする。

- 1 避難経路上に倒壊危険家屋や延焼危険のある建物及び危険物貯蔵等の施設がないこと。
- 2 地盤が良好であり、土砂崩れや道路崩壊、浸水等の危険性がないこと。
- 3 避難行動要支援者の避難に際し、車椅子や担架等での避難に支障がないこと。
- 4 建物が密集する狭い道路や幹線道路等における交通危険がないこと。

5 避難誘導態勢の整備

被災住民や要配慮者を、適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者、特に避難行動要支援者に関わる避難誘導及び避難行動支援体制態勢の整備に努める。

また、地域の支援者である自治会連合会支部(地区コミュニティまちづくり協議会)を窓口として、自主防災組織(自治会)等を中心とする地域で避難行動要支援者

名簿の活用や防災マップづくりを行い、地域で避難行動要支援者をサポートする体制(共助)づくりを行うとともに、市は、その体制づくりや手法等について、地域支援を実施する。

避難誘導態勢の整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9-4」を準用

6 避難に関する広報

市民が適切な避難行動をとることができるよう、平常時より指定緊急(一時)避難場所、指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用してその周知を図るとともに、災害等発生時においては、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信及びケーブルテレビ文字情報等を通じて情報の発信を行う。

なお、大規模災害発生時における避難に関する緊急広報の内容は以下のとおりとする。

- 1 避難に関する情報
- 2 開設された避難所の名称及び所在地
- 3 避難の地区分け
- 4 避難経路(*避難経路上の被災の有無を含む。)
- 5 避難時に行うべき対応(*電気・ガス・施設等の処置)

7 避難情報の基準

基本法に定める避難指示のほか、市民等に対して避難準備を呼びかけるとともに要配慮者、特に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

避難情報の基準に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節第9-7」を準用

第2節 防災体制の整備・強化

第1 災害対策本部機能の整備及び確保

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設及び通信設備等の活動基盤の充実を図る。

災害対策本部機能の整備及び確保に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第1」を準用

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

- 1 迅速かつ適時に災害情報を収集・伝達するため、防災関係機関との連携、報道情報及び市民からの情報の活用等、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

この際、情報管理を一元化し、効果的かつ効率的な情報収集・伝達に留意する。

また、伝達にあたっては、避難行動要支援者・孤立が想定される地域・帰宅困難者等への情報伝達に留意する。

- 2 三重県防災情報システム等、上位機関等の機能を有効に活用するとともに、市の防災行政無線の拡充・更新により体制を強化する。

第3 災害時医療対策

発災直後の医療救護活動の担い手となる鈴鹿保健所及び一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を強化し、災害時医療マニュアルの作成を推進する。

この中には、トリアージ（傷病者の治療の優先順位）技術の研修なども含め、災害時の迅速かつ的確な医療救護態勢の構築を図る。

災害時医療対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第3」を準用

第4 受援体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、応援・受援対策に必要な体制の整備を図るとともに、当該、応援協定に基づいて相互応援体制に係る訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

応援・受援体制の整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第4」を準用

第5 防災訓練の実施

要配慮者を含めた住民、地域(地域まちづくり協議会・自治会・自主防災組織)、企業、ボランティア団体等と連携した、地域主体の訓練を年1回以上、実施することを基本とし、防災体制の強化を図る。

この際、避難者の多様性を踏まえた訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第5」を準用

第6 災害時用物資等の備蓄・調達等

「三重県備蓄・調達基本方針(令和3年5月)」に基づき、県との役割分担等を踏まえ災害用物資の備蓄・調達を行う。

災害時用物資等の備蓄・調達等に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第6」を準用

第7 救援・救助活動を円滑に行うための施策

救援・救助活動を円滑に行うための施策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第7」を準用

第8 復興活動の円滑化のための対策

復興活動の円滑化のための対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第8」を準用

第3節 減災対策

第1 防災都市づくり

大規模災害に対処するためには、発災時に適切な対応を行うための予防的な対策を充実すると同時に、災害による被害の発生が少ない都市づくりを進めることが大きな課題である。

しかし、本市においては、市街地に段丘崖等の崩壊の危険性がある箇所が存在するほか、社会・経済的な変化が著しく、宅地開発による市街化の進行など、災害時の被害を増大させる社会的要因が増加している。こうした市街地の変化に対応するための防災都市づくりを推進する。また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備にあたっての基本的な考え方となる地域まちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定し、これによるまちづくりを推進する。

防災都市づくりに関する詳細は、「地震災害対策編第1章第3節第1」を準用

第2 公共施設の安全確保・整備

災害時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査態勢の構築に取り組む。

公共施設の安全確保・整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第2」を準用

第3 地盤災害予防

本市においては、宅地開発、工業団地等、丘陵地を造成した地域が各所に存在する。

これらの地域のうち、谷部を高盛土した箇所については、地震時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を指導する。

また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、土石流危険溪流等に指定されている地域に関しては、土砂災害警戒区域の指定（県指定）を行い、事前に必要な情報を住民に周知する等、防災上必要な対策を講じていく。

地盤災害予防に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第4」を準用

第4 危険物施設等の防災対策の推進

市内には、石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等が所在してお

り、これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には周辺地域に多大の被害を生じる恐れがあることから適切な指導を行い、市民への被害を発生させないように、取り組みを進めていく。

危険物施設等の防災対策の推進に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第3節第5」を準用

第5 火災予防対策

市街地における住宅の密集、プロパンガス等危険物需要の拡大等により、大規模火災の発生を想定した、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

火災予防対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第6」を準用

第6 避難行動要支援者への支援対策

地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時又は発生する恐れがある場合の避難行動要支援者や避難支援等関係者の安全を確保するための支援を適切に行う。このため、平素から、避難行動要支援者名簿の更新を適切に実施するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

避難行動要支援者等の対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第7」を準用

第7 市域保全事業

1 治山砂防

- 1 平成31年1月現在の本市における林野面積は、12,034haであり、その内訳は国有林353ha、私有林11,359ha、公有林322haである。

災害予防の上からも森林整備が必要であり、生産林での利用間伐、環境林での森林環境創造事業等及び保安林整備等を実施するとともに、治山事業の万全を期していくことにする。

また、近年、森林、原野を対象とした宅地造成、レジャー施設の建設等の無秩序開発を防止するとともに災害防止施設等の措置を講ずるよう適切な指導を行うものとする。

- 2 国有林内の崩壊土砂流出等の恐れのある仙ヶ岳の一部が「山地災害危険地区」とされたことから、住民への周知により災害の未然防止を図る。

2 治水事業

1 河川対策

本市を流れる河川は、1級河川が1水系30河川、2級河川が2水系4河川である。1級河川（指定区間外）については、国直轄事業として、1級河川（指定区間）及び2級河川については三重県が、その他の河川については亀山市において逐次改修が進められつつあるが、近年の災害状況からみて、整備を必要とする箇所があるので、別に定める水防計画による危険箇所を重点的に事業の促進を図り、治水に万全を期するものとする。

2 ため池対策

市域には、237箇所のため池が点在しており、そのほとんどが農業用ため池として築造又は利用されている。

このうち、堤体、余水吐等が被災した場合に、人家に浸水被害等の恐れが予想されるため池や、過去の災害履歴から警戒が必要なため池について、監視及び巡視を行うとともに、水位上昇が予見されるときは、地権者及び水利組合等と早期に協議し、直ちに排水措置を実施する。

また、災害予防措置として堤体、余水吐等の改修工事の推進を図る。

3 急傾斜地の指定等

本市は山間・丘陵地の開発利用から急傾斜地崩壊の被害が予想される地区が存在しており、「土砂災害警戒区域」に指定されていることから、警戒避難態勢の確立を図るとともに、防災工事の促進を図る。

この際、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通報システムを活用する。

4 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、これに必要な補助を行い住宅の災害防止と住民の生命の安全を確保する。

5 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流でも集中豪雨等によっていったん土石流が発生すると、両岸がけずられ堆積土砂を押し流して下流の人家集落に多量の土砂を堆積させる災害をもたらす例が多い。

土石流防止対策としては、危険溪流を把握し、土石流危険溪流の箇所表示及び避難態勢の技術指導を講ずるものとする。

また、土砂災害のおそれのある区域においては、「土砂災害警戒区域」の指定を受け、警戒避難態勢の確立を図るとともに、防災工事の促進を図る。

この際、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通信システムを活用する。

6 地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、山崩れと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

また地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を進めるものとする。

当市の地すべり危険箇所は、山間部を中心に6箇所存在し、総面積は102.6haである。

7 被災宅地危険度判定

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政機関（国、県、市）で相互に緊密な連携をとるとともに、災害時には的確な活動が行えるような体制整備に努める。

また、県と連携して建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士の養成を推進する。

8 排水対策

近年、高台にある市街地においても、雨水の浸水による被害が続出している現況に鑑みこれらを解消するため、市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を行うとともに快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

1 公共下水道事業

市街地における雨水排除を図るため、下水路等の新設又は改修や貯留施設により流域全体で浸水被害を減少させることで、予想される被害を未然に防止する。

2 関連調整事項

過去の浸水状況等を参考の上、慢性的な排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。側溝、下水道、中小河川等は、一体となって排水するので、計画、実施にあたり相互の調整を図るよう配慮する。

9 防災営農

1 農業

(1) 風水害対策

災害による農作物被害（病虫害を含む。）の減少を図るため、品種作付比率

の適正化並びに災害に対応した栽培技術指針等防災営農技術の確立とその普及指導にあたるものとし地域農業改良普及センター、農業協同組合等の協力を得て指導体制の整備に努める。

また、防災営農技術の浸透、台風・晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

(2) 病虫害防除対策

病虫害発生に備えて農業協同組合、地域農業改良普及センター等と連絡を保ち、農薬（殺菌剤及び殺虫剤）及び防除器具の確保に努めるとともに、予防、防除方法について指導する。

2 畜産

災害発生に伴う家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、平常定期検査及び予防注射の実施を励行するとともに、状況により緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について県及び畜産関係団体の協力を得て最善の措置を講じる。

3 林業

災害防止のため、立地環境に適した樹種を選定し、植栽、間伐等の森林整備を進める。

また、林地開発をできるだけ規制し、治山計画による保安林等の保全に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部機能の確保

第1 災害対策活動

風水害等による大規模な災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、災害対策本部の配備態勢を增強し、災害対策活動に取り組む。

実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
市 長	1 指揮命令系統の最高責任者として、応急対策活動の指揮をとる。 2 発災時は、災害の規模に応じて配備態勢の種別を命じ、災害対策本部を設置する。
副 市 長 消 防 長	1 市長の補佐及び災害対策本部活動への指導 2 市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することのできない場合、市長に代わって、上記の決定業務を行う。 3 代理の順序は、副市長、消防長の順とする。
防 災 安 全 課	配備態勢及び災害対策本部の設置並びに災害対策本部の活動に関する業務について行う。
消 防 本 部	災害等の初期情報収集活動を行い、災害対策本部設置以前であれば防災安全課へ、設置後であれば災害対策本部へ連絡を行う。
各 部 ・ 課	1 配備態勢に応じて応急対策活動に取り組む。 2 各対策部の所掌事務に応じた情報収集活動を行い、必要な活動のための準備を行う。
防 災 関 係 機 関	各機関の所管に属する事務に関して、被害情報を収集するとともに、各機関において定められた防災計画に応じて活動を実施する。
市 民 ・ 事 業 所	1 テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。 2 自分の安全を確保する。 3 状況により、救助活動等の支援を行う。
自 主 防 災 組 織	1 テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。 2 避難所等の設置・運営

第2 非常配備態勢

1 配備態勢の基準

本市において、風水害等による災害の発生又は災害の発生が見込まれる場合、次の非常配備態勢基準により災害応急対策に取り組むものとする。

【配備態勢の基準】

種別	配備内容	配備態勢	配備の条件(基準)
準備態勢	災害対策本部設置の前段階として、必要な気象及び災害情報等の収集及び必要により伝達できる態勢	防災安全課 消防本部 情報指令課	1 市域に注意報が発表され、気象警報が発表される可能性が高い場合 2 その他、異常な自然現象の発生等により市長が必要と認めた場合
警戒態勢	1 次 情報収集を強化し、災害対策本部を設置する態勢	災害対策本部設置 危機管理 対策部 消防本部 情報指令課	1 市域に気象警報が発表された場合(災害は発生していない) 2 その他、異常な自然現象の発生により市長が災害対策本部の設置(情報収集機能)が必要と認めた場合
	2 次 高齢者等避難の発令を検討状況により避難の受入等ができる態勢	各対策部の計画による人員	1 市域に災害発生のおそれが高まり情報収集の強化のみでは対応困難な場合 ・ 市域の河川が避難判断水位に到達、または到達していないが水位の上昇の継続が予想される場合 ・ 強い雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過する場合 2 高齢者等避難の発令を検討する場合
	3 次 災害対策本部の活動が遅滞なく行える態勢かつ複数の指定避難所を開設できる態勢	各対策部の計画による人員	1 市域内に被害発生のおそれが高い場合 ・ 市域の河川が氾濫危険水位に到達、または到達していないが水位の上昇の継続が予想される場合 ・ 避難指示発令の可能性が予想される強い雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過する場合 2 高齢者等避難を発令する場合 3 避難指示の発令を検討する場合 4 その他、市長が必要と認めた場合
非常態勢	「避難指示」が発令され、甚大な被害が発生するおそれ又は発生した場合で、防災関係機関との連携した災害対策活動を行う態勢	全職員 配備 災害対策本部設置	1 県下あるいは市域に大雨特別警報等風水害等の災害が発生又は予想される場合 2 北中部において「顕著な大雨に関する情報」が気象庁から発表された場合

2 配備編成

各配備態勢の編成人数(基準)は次のとおりとする。

対策部名	準 備 態 勢	警戒態勢			非 常 態 勢	備 考
		1 次 配備	2 次 配備	3 次 配備		
危機管理対策部 (本部班) (情報班)	2	6	7 (6) (1)	8 (6) (2)	全 職 員 配 備	1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2 各対策部長は、災害状況等により、配備人員の増減を行うことができる ()内は内数 ※は、危機管理監からの要請により参集
総務対策部 (税務班)	—		7 (3)	13 (6)		
交通・広報対策部	—	※ 1	4	6		
市民対策部 (関支所班)	—	※	7 (4)	7 (4)		
建設対策部	—	※	11	18		
産業環境対策部			7	13		
上下水道対策部		※	5	7		
福祉対策部	—	※	4	6		
医療対策部	—	※	3	5		
教育対策部	—	※	3	5		
消防対策部	2	2	6	15		
配備人員合計	4	9	64 (14)	103 (18)		

第3 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等の閉庁時間帯において、災害の発生又は発生するおそれがある場合、次の参集基準により参集する。

1 参集基準

職員の非常配備基準に基づく非常参集の命令の考え方は、次の要領による。

	参集の考え方	連絡態勢
勤務時間内	1 通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。 2 会議、行事等は中止し、持ち場へ戻り、態勢を整える。	1 庁内一斉放送・電話による伝達 2 参集メールの配信 3 上司への報告
	庁舎外、出張等、上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	1 参集メールの配信 2 上司への報告・指示受け

勤務時間外	非常配備基準に照らして参集行動を行う。	1 非常連絡網による伝達 2 参集メールの配信
-------	---------------------	----------------------------

2 参集場所

非常時における職員の参集場所は、勤務時間内外を問わず、原則、所属の職場とするが、勤務時間外等における災害発生時は、通信連絡網及び交通の途絶等、所属の職場への参集が不可能な場合には、特別な任務を負う場合を除き、次に定める順により参集を行う。

- 1 参集後は、参集場所における当該対策部長に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 報告を受けた当該対策部長は、災害対策本部(関係所掌部)に部員の変更について通知するものとする。
- 3 交通途絶時の各職員の参集場所については、平常時から各対策部において把握しておくこととする。
 - (1) 第1参集場所
所属する職場に参集を行う。
 - (2) 第2参集場所
所属する職場への参集が困難な場合、最寄りの市の施設等に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。
 - (3) 第3参集場所
上記の場所への参集が困難な場合、指定避難所に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。

3 非常参集に関する留意事項

- 1 平素の理解
職員は、災害発生時の非常参集の態勢、参集場所及び自己の任務等の理解に努めるものとする。
- 2 災害情報の収集
職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの情報等を積極的に情報収集して、自主的に参集するものとする。
- 3 参集経路(場所)の確認
職員は、災害により交通機関が途絶した場合に備えて、参集するための経路を普段から複数、検討しておく。
また参集場所において、第1参集場所への参集が明らかに困難と考えられる場合は、努めて事前に上司に相談をするものとする。
- 4 被災した場合
災害により家族が被災(家屋の倒壊・家族の負傷等)した場合は、必要な措置を

講じた後、可能な限り、市災害対策本部の活動に参加するものとする。

5 参集途上の措置

参集途上において火災、人身災害等の事故に遭遇した場合は、消防機関又は警察機関に通報するとともに、市職員であることを念頭において、直ちに可能な限り適切な措置をとるものとする。じ後、その旨を上司に報告する。

6 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た被害状況、その他応急対策活動に必要な情報等を参集場所に到着後、速やかに責任者に報告する。

また、被害状況等の報告を受けた各対策部の責任者は、時宜を失することなく直ちに総務対策部に報告する。

なお、参集時における被害情報の報告にあたっては、「資料編第13-6 職員参集時災害情報報告書」により報告を行うものとする。

7 参集後からの行動

所定の活動場所に参集した職員は、参集した者から速やかに初期活動を開始し災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

ただし、参集者が少ない場合は、各対策部に分かれることなく、主に「災害情報の収集活動」にあたるとともに、「災害対策本部の設置」を優先して実施する

なお、災害対策本部設置期の初動時は、災害発生直後からの時間経過とともにその活動量が増大し、業務内容も複雑多岐となってくることから、職員の自主参集人員が増えて、各対策部での活動が可能となった時点で各対策部に分かれ、それぞれの任務を実施する。

第4 業務継続体制の確立

「亀山市業務継続計画（BCP）」の周知徹底を図り、災害発生時の業務継続態勢・要領の実効性向上を図る。

この際、計画に基づく訓練や検証等を実施して、実効性の向上に努めるとともに、必要に応じて内容の修正・改善を行う等、業務継続態勢の確立を図る。

第2節 組織体制

第1 災害対策本部

災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の決定、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。

また、災害の発生に際しては、災害対策活動に必要な人員を早期に確保して、災害対策本部を速やかに設置して、迅速かつ適切な応急活動態勢を確立する。

1 災害対策本部の設置基準

- 1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）洪水その他警報（波浪警報を除く。）が、市域に発表された場合
- 2 市域で火災や爆発などにより、大規模な災害が発生した場合
- 3 その他の災害の発生により、市長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害に対する応急措置が概ね完了したと認められる場合又は災害発生の恐れが解消したと認められる場合に、本部長の命により廃止する。

3 災害対策本部の設置及び廃止の通知、公表

災害対策本部を設置した場合は、直ちにこの旨を次の区分により通知、公表する。（廃止したときも同様とする。）

通知・公表先	担 当	通知・公表の手段
三 重 県	危機管理対策部 総務対策部	防災行政無線、防災情報システム、電話等
報 道 機 関		電話、FAX、記者発表
市 民		災害広報、マスメディア等の活用

なお、各対策部(班)への伝達は、各対策部長が行う。

4 災害対策本部の設置場所

災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について整備を図るとともに、災害対策本部施設が損壊した場合に備え、予備施設を指定しておくものとする。

1 災害対策本部設置優先順位

(1) 第1順位 本庁舎3階 大会議室

室 名	用 途	配 置 機 器 等
大 会 議 室	災 害 対 策 本 部	【大会議室】 電話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災系)・衛星電話・テレビ 【第3会議室】 電話、地図、ホワイトボード
第 3 会 議 室	関係機関調整室	
委 員 会 室	本部員会議室	
理 事 者 控 室	記 者 発 表 室	ホワイトボード

(2) 第2順位 亀山市消防本部庁舎

室 名	用 途	配 置 機 器 等
防災センター	災 害 対 策 本 部	電 話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災系)・衛星電話・テレビ
災 害 対 策 室	本部員会議室	
情報指令課室	電 話 応 対 室	
会 議 室	記 者 発 表 室	ホワイトボード

第2 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項及び重要かつ緊急の防災措置について協議する会議であり、災害対策本部が設置された後、開催される。

なお、本部長が必要であると認めた場合は、災害対策本部の設置に先だって開催されることがある。

また、極めて緊急を要し本部員会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係対策部長との協議をもってこれに代えることができる。

この会議の組織、招集、協議事項等は、次のとおりとする。

- 1 会議は、災害対策本部における各対策部長以上の者をもって充てる。
- 2 会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 3 会議は、本部長が統括する。
- 4 会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - (2) 被害状況の分析及び対応策に関すること。
 - (3) 被害の調査及び判定に関すること。
 - (4) 警戒区域の設定に関すること。
 - (5) 避難情報の発令に関すること。

- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請・撤収に関すること。
- (7) 国・県及び他市町、その他関係機関及び団体等に対する協力要請に関すること。
- (8) 災害救助法（昭和22年法律第118号以下「救助法」という。）の適用要請に関すること。
- (9) 激甚災害指定の要請に関すること。
- (10) 災害対策本部配備態勢の変更及び廃止に関すること。
- (11) 本部委員会議での決定が必要な事項

第3 災害対策本部事務局

災害対策本部の事務局は、本部班及び各対策部支援要員により編成し活動する。

また、事務局の総括事務は本部班が務め、当該の応急対策活動の実施状況等について把握、災害対策本部を運営するとともに、本部員会議に報告する。

第4 各対策部の定位と関支所班応援要員

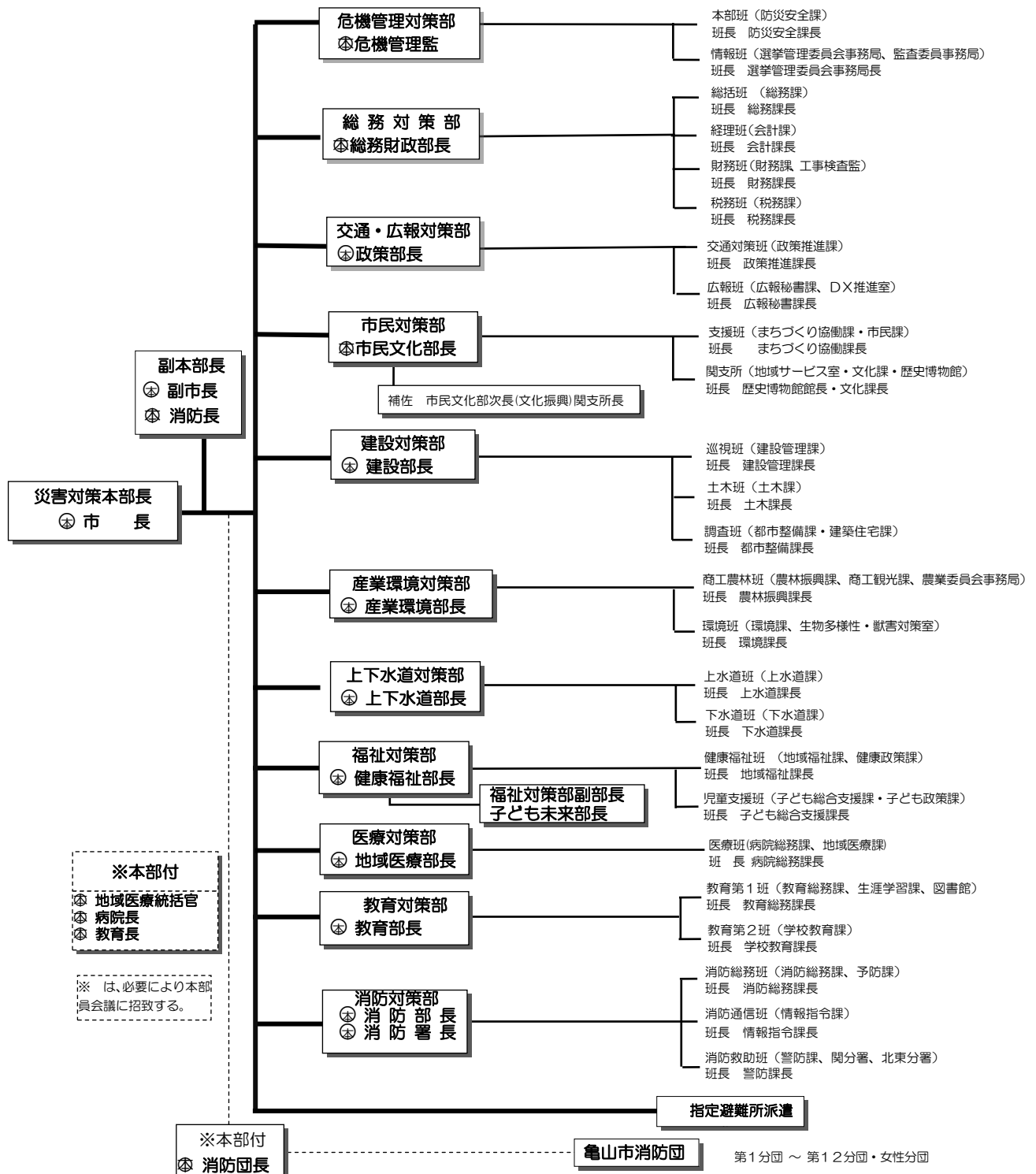
- 1 災害対策本部が設置された場合、各対策部の定位は大会議室（基準）とし、災害対策本部内の連絡・調整を行うものとする。
なお、やむをえず大会議室で業務を行うことが困難な場合、連絡調整機能を大会議室に配置するものとする。
- 2 市域の広範囲に被害を被った場合に備え、各対策部（消防対策部を除く。）は、関支所班応援要員を事前に数名指名し、本部の指示によって関支所に派遣する。

第5 災害対策本部の組

各対策部における所掌事務を次のように定める。

凡 例

㊦ 本部員会議参集



第6 各対策部の所掌事務

1 共通事務

各対策部(班) 共通	1 本部長の特命による業務の援助に関すること。 2 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに災害対策本部との連携に関すること。 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。 4 他対策部(班)に対する応援等業務支援に関すること。
------------	--

2 各対策部の事務の基準

部	班・担当	所 掌 事 務
危機管理対策部	本 班 (防災安全課)	【災害初動】 1 災害対策本部の設置・運営に関すること。 2 職員の非常招集と配備態勢に関すること。 3 気象情報等の収集及び気象予警報の受理・伝達に関すること。 4 本部員会議の開催・進行に関すること。 5 県との連携及び関係機関への情報提供並びに連携に関すること。 6 市民等に対する避難情報等の発表に関すること。 7 情報班の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害対策活動の全般及び運用に関すること。 2 県災害対策本部及び防災関係機関との連携に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請等に関すること。 4 防災関係機関への出動要請等に関すること。 5 防災行政無線の運用・統制に関すること。 6 その他、災害発生時の運用等に関すること。 【復旧・復興】 1 災害対策本部の廃止に関すること。 2 自衛隊派遣部隊の撤収に関すること。 3 防災関係機関の撤収に関すること。 4 平素の活動に移行する際の業務の継続に関する統制・調整に関すること。
	情報班 (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	【期間共通】 1 被害情報の収集・整理に関すること。 2 関係機関の活動情報の収集・整理に関すること。 3 状況により、本部班の支援に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務対策部	総括班 (総務課)	【災害初動】 1 災害情報・被害情報に関する情報収集に関すること。 2 職員の招集及び配置調整に関すること。 3 職員の招集・被害状況の把握に関すること。 4 災害対策本部開設支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 本部員会議の庶務に関すること。 2 災害対策本部内の相互支援等の統制・調整に関すること。 3 被害情報の収集・整理等に関すること。 4 応援部隊等の受入れに関すること。 【復旧・復興】 1 職員の健康管理及び災害給付に関すること。 2 災害証明書の発行及び被災台帳の作成に関すること。
	経理班 (会計課)	【災害初動】 1 災害対策本部設置支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害義援金の受入れ及び一時保管に関すること。 3 指定金融機関との連絡調整に関すること。
	財務班 (財務課) (工事検査監)	【災害初動】 1 市庁舎の安全点検に関すること。 2 災害対策本部設置支援に関すること。 3 市庁舎の応急対策に関すること。 4 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 応急対策車両の借上げ及び輸送車両等の確保に関すること。 2 応急救援用資機材、災害関係物品等の調達に関すること。 3 国、県からの救援物資の受領・管理に関すること。 4 避難所に対する救援物資等の輸送・配分に関すること。 【復旧・復興】 1 災害関係予算の措置に関すること。 2 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 財政に関する国、県との連絡調整に関すること。 4 関係行政機関への陳情及び要望事項の取りまとめに関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務対策部	税務班 ※避難所開設が必要な場合は、市民対策部に属し、【災害初動】の1～3の所掌業務を行う。	【災害初動】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 3 状況より、避難所の開設・運営の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 2 避難者等の避難生活支援に関すること。 【復旧・復興】 1 被災住民からの被害調査に関すること。 2 被災者に対する市税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。
交通・広報対策部	交通対策班 (政策推進課)	【期間共通】 1 市内の運輸・交通機関の被害状況等の把握に関すること。 2 交通機関等との調整に関すること。 3 広報班の支援に関すること。 4 状況により情報班の支援に関すること。
	広報班 (広報秘書課) (D×推進室)	【期間共通】 1 市民への情報発信に関すること。 2 報道機関等に対する情報提供及び連携に関すること。 ※ 安否不明者等の公表に関する対応を含む。 3 報道機関の活動の調整・統制に関すること。 4 災害対策本部活動の広報に関すること。 5 渉外に関すること。
市民対策部	支援班 (市民課) (まちづくり協働課) ※状況により税務班が支援	【期間共通】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 3 避難者等の避難生活支援に関すること。 4 被害情報の収集に関すること。 5 市民を対象とした相談窓口の開設・運営に関すること。
	関支所班 (文化課) (地域サービス室) (歴史博物館)	【災害初動】 1 関地区の被害情報収集・報告に関すること。 2 関地区観光客に対する災害情報の提供に関すること。 3 関支所の安全点検に関すること。 【災害応急対策活動】 1 関地区避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 文化施設の避難所及び避難地としての応急供用に関すること。 【復旧・復興】 文化財等の被害状況調査及び応急対策に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
建設 対策 部	巡視班 (建設管理課)	【災害発生時】 1 道路、水路、河川、急傾斜地等危険箇所の被害情報の収集に関するこ と。 2 危険ヶ所の規制及び周知に関すること。 【災害応急対策活動】 1 道路及び危険箇所等の応急復旧に関すること。 2 被災予想地帯の警戒に関すること。
	土木班 (土木課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 砂防設備、河川施設、土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 【災害応急対策活動】 【復旧・復興】 建設業協会等への協力要請に関すること。
	調査班 (都市整備課) (建築住宅課)	【災害発生時】 被害情報の収集及び報告に関すること。 【災害応急対策活動】 被災建築物応急危険度判定活動に関すること。 【復旧・復興】 1 市営住宅の被害状況調査並びに対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。
産業 環境 対策 部	商工農林班 (農林振興課) (商工観光課)	【災害発生時】 1 商工業施設、運輸、農畜産物の被害、ため池及び農業施設等の被害情報の 収集・整理・報告に関すること。 2 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 【災害応急対策活動】 1 危険地域の応急対策に関すること。 2 農地等の応急復旧並びに冠水排除に関すること。 3 観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 1 農林・商工業等の復興に関する事項 2 観光施設の復興等に関すること。
	環境班 (環境課) (生物多様性 獣害対策室)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 斎場施設及び廃棄物処理施設の被害状況の把握及び報告並び に応急対策活動に関すること。 【災害応急対策活動】 1 被災地域における生活環境の保全に関すること。 2 ごみ及びし尿の処理に関すること。 3 災害廃棄物の発生状況調査及び処理対策に関すること。 【復旧・復興】 1 災害廃棄物仮置場候補地の選定及び対策に関すること。 2 災害廃棄物処理実行計画の作成に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
上下水道対策部	上水道班 (上水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 上水道施設の被害状況の把握に関すること。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給に関すること。 2 上水道施設の応急復旧に関すること。 【復旧・復興】 1 亀山市水道事業協同組合への協力要請に関すること。 2 災害による水質管理に関すること。
	下水道班 (下水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 下水道施設の被害状況の把握に関すること。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給支援に関すること。 2 下水道施設の応急復旧に関すること。 【復旧・復興】 下水道建設業者等、応急対策員の確保に関すること。
福祉対策部	健康福祉班 (地域福祉課) (健康政策課)	【災害初動】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 福祉避難所の開設調整及び要配慮者の受入れに関すること。 3 避難行動要支援者に対する安否確認及び避難者名簿の作成に関すること。 4 救護所（応急治療所）の設置に関すること。 【災害応急対策活動】 1 スポーツ施設の避難所及び避難地としての応急供用に関すること。 2 救護所（応急治療所）の運用支援に関すること。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関すること。 5 災害用トイレの設置及び管理に関すること。 6 被災者の健康管理及び健康相談に関すること。 7 医師・看護師等の応援要請に関する事項 8 ボランティアセンター開設及びボランティア受入れに関すること。 9 遺体安置所の開設及び管理に関すること。 10 死者の報告・公表等に関すること 【復旧・復興】 1 救助法の適用手続き及び事務に関すること。 2 災害義援金、救援物資の収受及び事務手続きに関すること。 3 要配慮者等の健康管理及び健康相談に関すること。
	児童支援班 (子ども総合支援課) (子ども政策課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 園児の被害状況調査及び安全対策に関すること。 【災害応急対策活動・復旧・復興】 1 幼稚園・福祉関係施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 児童・園児等子どものこころのケアに関すること。 3 子ども・女性相談窓口の開設・運営に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
医 療 対 策 部	医療班 (病院総務課) (地域医療課)	【期間共通】 1 病院の応急対策に関すること。 2 災害医療支援病院としての機能維持に関すること。 3 被災患者の治療・患者移送及びその他の医事に関すること。 4 所管に係わる関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 医療センターと医師会との連携に関すること。
教 育 対 策 部	教育第1班 (教育総務課) (生涯学習課) (図書館)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒及び学校、その他設備の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 4 図書館への帰宅困難者等の受入に関すること。 【災害応急対策活動】 1 学校施設における避難所等の供用に関すること。 2 学校施設の安全対策に関すること。 3 社会教育施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 社会教育施設等の復旧に関する事項
	教育第2班 (学校教育課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 【復旧・復興】 1 学校教育再興に関すること。 2 被災児童・生徒に対する教材及び学用品等の給付に関すること。
消 防 対 策 部	消防総務班 (消防総務課) (予防課)	【共 通】 1 人命の救出救助に関すること。 2 被害情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 避難情報等の伝達に関すること。 5 傷病者の救護及び救急搬送に関すること。 6 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関すること。 細部は、消防長の示すところによる。
	消防通信班 (情報指令課)	
	消防救助班 (警防課・関分署・北東分署)	
指定避難所 指定職員		【災害発生時】 1 指定避難所の開設(施設点検・避難者の受入等)に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 指定避難所における情報収集に関すること。 【災害応急対策活動】 1 指定避難所状況の災害対策本部への報告に関すること。 2 救援物資等の受入に関すること。 3 立入禁止区域の設定に関すること。
消 防 団	第1分団～ 第12分団 女 性 分 団	1 危険箇所の警戒、避難情報等の伝達及び避難誘導に関すること。 2 地震、風水害、火災及びその他の災害に関する警戒防御に関すること。 3 災害対策本部及び消防本部との連絡調整に関すること。

※ 接近が予想される台風に対する業務については「亀山市版タイムライン」を参考とし活用

第7 参集状況に応じた対策部態勢

連絡網、交通の途絶等により、職員の参集率が低い場合等、緊急事態における組織態勢は、各対策部、横断的に編成を行うものとする。

1 災害対策本部の設置

災害対策本部設置時及び設置直後、参集状況に応じて、本部機能に著しい支障がある場合、本部設置庁舎に参集する職員は、本部機能の立ち上げを最優先させる。

2 各対策部（班）態勢

- 1 職員は、参集場所に応じた各対策部（班）に参加し、部（班）態勢を構築する。
- 2 災害対策本部は、災害状況や優先業務に応じて、各対策部等間の横断的かつ柔軟な職員配置を行うものとする。

第8 消防団

消防団は、災害発生直後の市内各地域において、速やかに全機能を発揮できる態勢を確立するとともに、災害現場における消火、救出救助、警戒巡視、避難誘導等を実施する。消防団に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第2節第9」を準用

第3節 気象情報等の収集・伝達活動

第1 予警報と情報伝達系統

1 予警報

津地方気象台が、気象業務法に基づいて異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したときに発表される予警報の基準（抜粋）を以下に示す。

1 注意報

(1) 種類

種 類	内 容
気 象 注 意 報	強 風
	風 雪
	大 雨
	な だ れ
	融 雪
	大 雪
	濃 霧
	雷
	乾 燥
	着 氷
	着 雪
	霜
	低 温
洪水注意報	
高潮注意報	
波浪注意報	
土砂崩れ注意報	
浸水注意報	

※ 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

(2) 注意報発表の基準（令和6年5月23日現在）

※ 三重県北部及び亀山地域に発表される場合の基準

発表の内容	基 準	
大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準※1	1 3
	土壌雨量指数基準※2	9 5 - 1 0 6
洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準※3	棕川流域 : 8. 2 加太川流域 : 1 4. 8 中ノ川流域 : 1 2. 4 安楽川流域 : 2 2. 6
	複合基準	棕川流域 : 6 (表面雨量指数) 8. 2 (流域雨量指数) 鈴鹿川流域 : 6 (表面雨量指数) 2 2. 9 (流域雨量指数)
強 風 注 意 報	平 均 風 速	1 3 m / s
風 雪 注 意 報	平 均 風 速	1 3 m / s で雪を伴う
大 雪 注 意 報	降 雪 の 深 さ	1 2 時間降雪の深さ 5 cm
なだれ注意報		
融 雪 注 意 報		
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想されるとき	
濃 霧 注 意 報	視 程	1 0 0 m
乾 燥 注 意 報	最小湿度 3 0 % で、実効湿度 6 0 %	
低 温 注 意 報	冬 期 : 最低気温 - 5 ℃ 以下	
霜 注 意 報	晩霜期に最低気温 3 ℃ 以下	
着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	

※1 短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※2 大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※3 河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨が地表面や地中を通して河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

2 警 報

(1) 種 類

種 類	内 容
特別警報	大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想されます。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
	大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
気象警報	大雨 大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	大雪 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
洪水警報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	
波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予測されたときに発表される。	

※ 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

(2) 警報発表の基準（令和6年5月23日現在）

※ 三重県北部及び亀山地域に発表される場合の基準

発表の内容	基 準	
大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準	29
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	144(最小値)
洪水警報	流域雨量指数基準	棕川流域：10.3 加太川流域：18.6 中ノ川流域：15.6 安楽川流域：28.3
暴風警報	平均風速	20m/s
暴風雪警報	平均風速	20m/sで雪を伴う
大雪警報	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm

記録的短時間大雨情報	(1時間雨量) 120mm 大雨警報発表中に上記雨量が観測又は解析され、かつキキクルで「危険」(紫)が出現している場合
顕著な大雨に関する情報	現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。 1 前3時間積算降水量(5kmメッシュ)が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 2 1.の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上) 3 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4 1.の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過

2 防災気象情報(警戒レベル情報)と避難情報

- 令和元年台風19号等による災害からの避難を教訓とし、中央防災会議、防災対策実行会議の下「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられ、災害対策基本法が令和3年に改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和

3年法律第30号)：5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考として「避難情報に関するガイドライン」が公表された。

- 2 市長(災害対策本部長)は、発表される防災気象情報(警戒レベル相当情報)を基本に、発令のタイミングや発令区域について、その他の情報も参考に総合的に判断して避難情報等を発令するものとする。

ただし、市が発令する避難情報等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

- 3 住民等は警戒レベル相当情報を自らの避難判断の参考とするとともに、市から警戒レベル4の避難指示が発令された場合は、速やかに避難する。

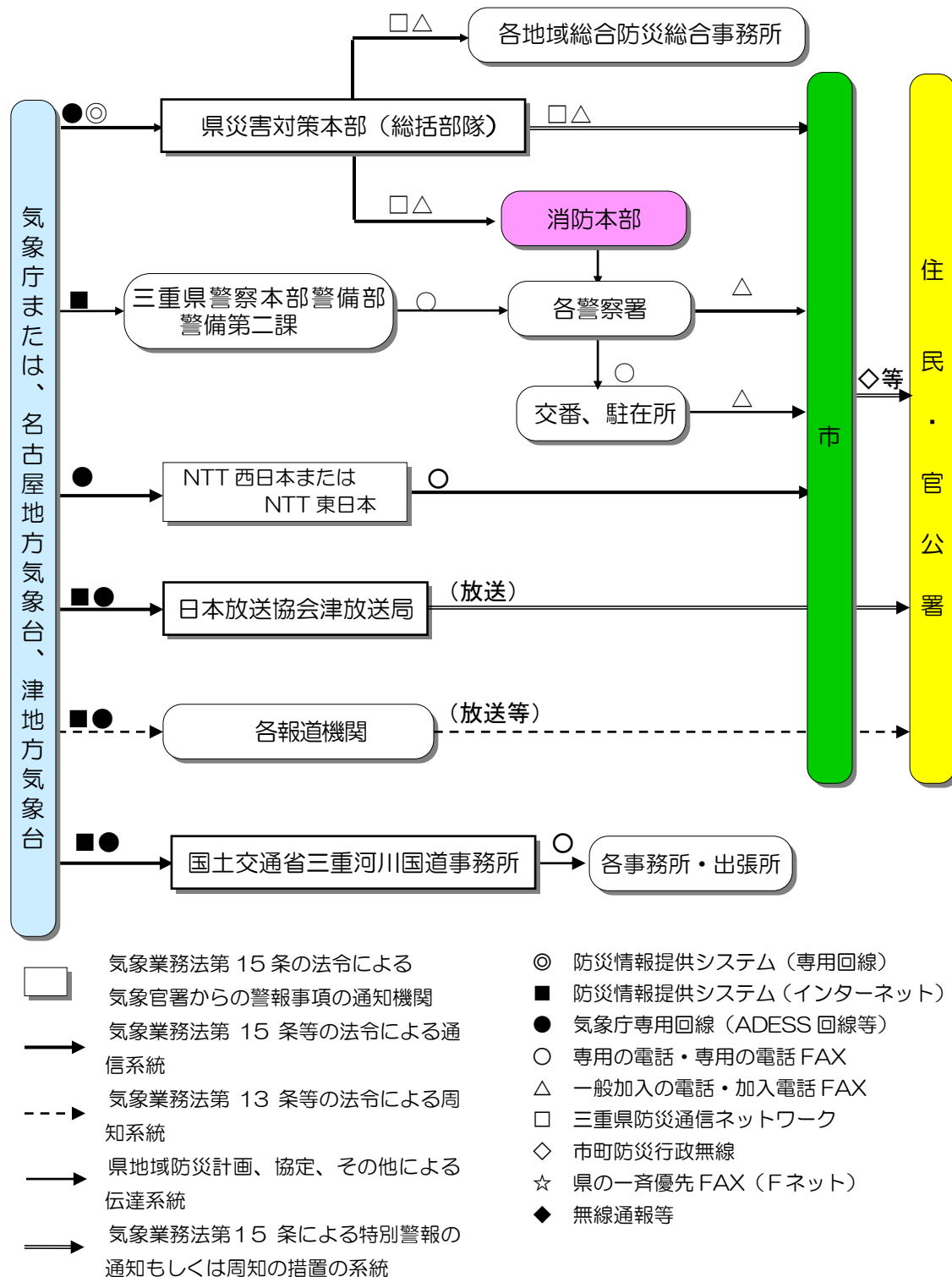


(出典：気象庁資料)

※ 避難行動の細部は「亀山市避難情報の避難判断・伝達マニュアル」による。

5 防災気象情報伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する予警報等は、次の系統で伝達される。



3 県への報告

県への報告は次の場合を基準とし本部班(防災安全課)が行うものとする。

- 1 災害対策本部を設置（廃止）した場合
- 2 災害の発生及び被害が生じた場合
- 3 災害発生のおそれのある場合

4 消防本部による伝達活動

風水害等による災害が同時多発あるいは、多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、若しくは殺到すると想定される場合には、直ちに防災安全課県、消防庁に報告する。

なお、消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告することができる。

第4節 被害情報の収集・伝達活動

第1 初期被害情報の収集・伝達

災害発生初期においては人命の救出救助及び市民の安全確保のために情報を優先して収集する。この際、特に被害・避難情報収集に努めるとともに、関係部署との情報の共有を図る。

初期被害情報の収集に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第1」を準用

第2 被害情報の収集・伝達

人的被害の状況、建築物の被害の状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し効果的な災害対策活動実施に資する。この際、収集した被害規模に関する概括的情報を含め、逐次、県に報告する。

被害情報の収集に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第2」を準用

第3 住家等被害調査

住家等被害の調査は、災害救助法の適用を受けるための根拠となることや、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ正確に調査を行う必要がある。

住家等被害調査に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第3」を準用

第4 通信機能の確保

大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生する可能性があるためインターネット、通信・衛星通信・防災行政無線等、複数の通信手段を確保し通信の維持に努める。

このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う態勢の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートの確保を行う。

通信機能の確保に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第4」を準用

第5節 受援体制

第1 受援体制

被害状況及び既に実施している災害応急対策の状況等を把握し、「被災市町村受援職員確保システム」等、あらゆる手段を使用して、迅速に受援を要請する。

受援要請にあたっては、具体的な受援要請の実施に留意する。

受援態勢の詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第1」を準用

第2 国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国又は都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求めることができる。

国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第2」を準用

第3 他の地方公共団体への職員派遣

他の地方公共団体への職員派遣等に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第3」を準用

第4 防災関係機関との連携

市域に大規模災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急活動態勢を速やかに確立させるため、平素から防災関係機関及び関係諸団体との連携を強化して、災害情報の共有及び応急活動に関する調整等を行うなど、災害応急対策の推進を図る。

防災関係機関との連携に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第4」を準用

第5 自衛隊災害派遣要請

大規模な災害によりその被害が、地方自治体の災害対応能力を超える場合は、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）により、「市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。」の規定により、本部長は、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して県知事へ派遣要請を求めるものとする。

事態が急を要するときは、県知事へ直接電話又は無線等で要請し、じ後に文書を送付するものとする。なお、本部長が県知事に派遣要請を求めることができない場合は、陸上自衛隊第33普通科連隊長に直接要請を行うものとする。

ただし、この場合、本部長は、じ後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に要請した旨を県知事に通知しなければならない。

自衛隊災害派遣要請に関する詳細は、「地震災害対策編第3章第5節第5」を準用

第6 三重県防災ヘリコプター支援要請

市域内において、災害の発生又は発生するおそれのある場合、応援協定の定めるところにより、県知事に防災ヘリコプターの応援要請を行うことができる。

三重県防災ヘリコプターに関する支援要請に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第6」を準用

第7 災害放送の要請

本部長は、基本法第57条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送を利用することが適切と考えられるときは、県知事を通じて災害放送の要請を行う。

また、放送事業者との防災協定締結を促進し、非常時の情報伝達手段の確保に努める。

第8 海外支援の受入れ

大規模な災害時には、海外からの支援申入れが想定される。支援申入れは、外交ルートを通じて外務省から申入れが行われる場合と NGO(非政府組織)等から直接市に申入れが行われる場合があり、以下のように対応するものとする。

海外支援の受入れに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第7」を準用

第6節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用手続き

救助法に基づく救助の実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

救助法の適用手続きに関する詳細は「地震災害対策編第2章第6節第1」を準用

第2 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによる。

適用基準に関する詳細は「地震災害対策編第2章第6節第2」を準用

第7節 消火・救助・救助活動

第1 消火活動

大規模火災による被害を軽減するための消防活動を主体として、市域で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに市域内の火災の全体状況を把握し、重点的な消防隊の配置を行うなど迅速に対応する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への消防活動協力要請に関する事。 2 自衛隊への災害派遣要請に関する事。
危機管理対策部	災害対策本部と消防対策部との連絡調整に関する事。
消 防 対 策 部	1 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関する事。 2 消防団への出動指令に関する事。 3 消防職員の迅速な参集状況の把握と初期態勢の確立に関する事。 4 指揮命令系統の確立と災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 消防団との現場活動方針等の調整に関する事。 6 消防活動及びその他の警防活動に関する事。 7 消火応援部隊の受入態勢の確立と消火部隊の再編成に関する事。 8 消火用資機材の確保、調達に関する事。 9 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関する事。 10 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関する事。 11 避難の勧告等の伝達に関する事。
消 防 団	1 災害警戒、巡視に関する事。 2 消防活動（現場活動）に関する事。 3 避難者の誘導等に関する事。
市民、事業所 自主防災組織	1 出火防止措置等の実施確認に関する事。 2 自発的な初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関する事。

2 初期消火活動の配備態勢

1 配備態勢

(1) 非常招集

消防長は、一般火災、林野火災、特殊火災並びに天災等の非常災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、消防職員及び消防団員の非常招集を発令する。

自動的な非常態勢（非常配備が発令される事態が発生した場合）の発令により、勤務時間外及び勤務のため出張中の職員は、別命を待たずに直ちに所定の場所へ参集する。

(2) 部隊の配置及び運用

非常態勢に入った場合は、勤務中の職員及び参集した職員によって部隊を編成する。細部は、消防長の計画による。

2 消防災害対策本部の設置

非常態勢が発令されたとき、消防本部内に消防災害対策本部を設置する。

なお、消防災害対策本部の構成、任務等詳細は消防長が別に定める。

3 現地本部の設置

大規模災害時には、消防長が必要と判断するときは、消防現地本部を設置し、職員及び応援隊の指揮にあたる。

3 初動活動

1 消防本部・署の初動措置

災害発生直後に、消防本部及び消防署は、次の措置をとる。

(1) 通信施設の確保

通信施設の機能及び非常電源の点検を実施する。

(2) 情報の収集及び報告

消防対策部は、3項「情報の収集伝達」に定める情報を直ちに収集し、災害対策本部に書面により報告する。

(3) 消防部隊運用の検討

収集した被害情報等により、消防対策部は、初動時の部隊編成・運用計画を検討する。

(4) 消防隊等の出動準備

消防隊の出動経路の確認。（道路閉鎖等の情報収集等）ホース等積載資機材の確認

2 消防団の初動措置

災害発生時に消防団の全機能を発揮できる態勢を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施すると同時に、地域住民の中核的な存在となって出火防止ある

いは初期消火についての指導を行い、地域住民の生命、身体の安全を確保する。

消防団及び消防指揮本部との連携を図るため、消防団長は、消防本部に参集する。

3 情報の収集伝達

(1) 災害発生直後の情報収集・伝達

災害発生直後、次の情報を収集し、関係機関へ伝達する。

収集・伝達する情報の内容	担 当	連 絡 先
災害情報	消 防 対 策 部	災害対策本部
非常招集連絡		各消防職員・消防団員
火災の発生状況		災害対策本部
人的被害の状況 (救助・救急要請、119番通報)		
周辺道路の通行障害等の状況	出動隊及び参集職員	消防本部
参集途上の被害情報	参 集 職 員	

(2) 被害情報の収集・伝達

消防署における参集職員など末端において収集された情報の確実性を活かして、消防活動に必要な情報を迅速、的確に収集・伝達することが重要である。

そのため、災害初期と災害中期に区分して情報収集・伝達活動を行う。

(3) 初期における情報収集態勢

収 集 項 目	報 告 要 領
火災発生場所	火災発見順に、その町名、番地又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
火 災 の 程 度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等を報告する。
その他の災害	火災以外の災害は、目撃した範囲で報告する。

(4) 中期における情報収集態勢

情報収集項目	報 告 要 領
人 的 被 害	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
二次災害危険	豪雨等による土砂災害の発生危険、道路、宅地等における災害発生状況
避 難 指 示 等	避難対策の必要の有無及び避難の状況

(5) 自主防災組織を活用した情報収集手段

災害発生時における地域の被害状況を自主的に報告させる。

4 通信の運用

通信の運用については、「地震災害対策編第2章第4節第4 通信機能の確保」によるが、消防対策部は基本として、次の点に特に留意する。

- (1) 災害対策本部と消防本部間の通信は、防災行政無線による。
- (2) 消防本部と出動隊との通信は、消防無線通信とする。
- (3) 有線途絶時の通信は、無線通信とする。

4 避難誘導要領

大規模火災による被害を軽減するための消防活動を主体として、市域で火災等の災害が発生した場合の消防対策部における避難誘導活動は、次の要領にしたがって行う。

- 1 消防長及び署長は、火災の進展が急激で人命危険が切迫し、直ちに避難をさせる必要があり、災害対策本部長の指示を受けるいとまがない場合は、避難指示等の措置をとる。
- 2 消防長は災害対策本部に、署長は現地部隊に対し、火災の延焼予測、避難を必要とする地域及び安全方向等必要な情報連絡を行う。

5 応援協力

消防活動に関する他機関への応援要請は、「地震災害対策編第2章第5節 受援態勢」に定めるほか、急を要すると判断される場合は、消防長が要請することができる。

第2 救助・救急活動

消防本部及び消防団の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施するとともに、市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、防災関係機関との活動調整を図る。

第8節 医療・救護活動

第1 医療・救護体制

大規模災害が発生した場合、亀山市立医療センターを災害医療支援病院として、速やかに医療・救護体制を整えるとともに、被災地において医療の必要があるときは県災対本部に対し三重DMATの派遣要請を行う。

また、一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会及び一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を図り、「災害時における医療（歯科）救護に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	県及び災害応援協定に基づく災害医療救護班への応援要請
危機管理対策部 総務対策部	1 医療活動に関わるライフライン関係機関との調整に関すること。 2 救護活動の総合調整に関すること。 3 医薬品及び資機材の救護所までの搬送に関すること。 4 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること。
医療対策部	災害発生直後の災害医療活動への協力に関すること。
消防対策部	負傷者等の搬送に関すること。
市民、事業所	1 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品常備に関すること。 2 救護所開設予定地の把握に関すること。
医療ボランティア	医療活動に関する協力

2 救護所の設置

被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や災害応援協定に基づき派遣要請を行うとともに住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、現地救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行い、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所での救護所の併設を検討する。

1 医療救護体制の整備

(1) 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、亀山市立医療センター・消防署等周辺の公共

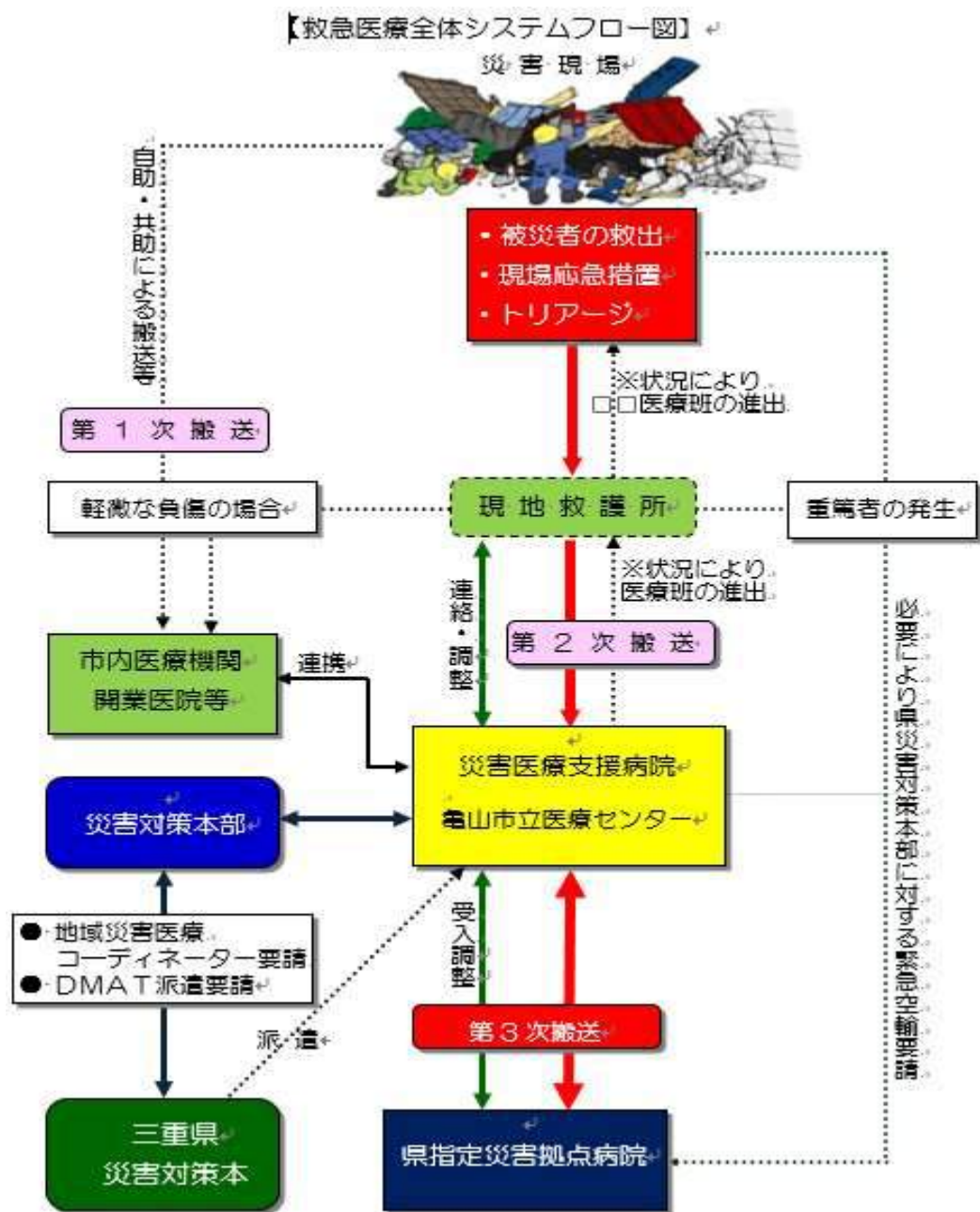
施設及び空地等をあらかじめ候補地として事前に検討しておくほか、民間医療施設等に対する協力要請についても検討を行う。

(2) 自主防災組織における救護体制の確立

自主防災組織等に対し、軽微な負傷者等に対する応急救護を行うため、地域救護所の設置を推進し、地域における応急救護体制の確立を図る。

また、自主防災組織に対する応急救護の推進にあたっては、市総合防災訓練を通じ、心肺蘇生法、止血法等、応急担架による負傷者搬送などの体験訓練を実施して、災害時における応急救護に関する知識の普及・啓発に努める。

2 救急医療の全体のシステム



第2 初期救急医療体制

1 救護体制

1 災害発生初期の態勢

医療対策部をもって、災害医療支援病院(医療センター)を主体とした救護体制を構築するとともに、県指定災害拠点病院等と連携して、災害初動期の救護体制を確立する。

2 災害発生初期以降の体制

災害発生直後の負傷者発生に対応するため、各地域において応急手当を主体とした態勢の構築を進める。

この際、個人病院等を有効に活用するための施策を平素から促進する。

3 災害発生中期以降の体制

医師及び保健師等の巡回により、避難者の健康状態を把握するとともに、診断治療できる体制を構築する。この際、メンタルヘルスについても着意する。

4 医療体制を維持するための、治療資材・薬剤等を県に要望するとともに、防災協定に基づき協力を要請する。

また、医療体制構築のため、必要と判断される場合は、県対してDMATの派遣等を要請する。

5 救護所の設置

医療機関の被害状況及び避難の状況並びに負傷者等の状況を勘案して、可能な場合は救護所の設置を検討又は設置する。

2 救急搬送体制

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

1 災害等の現場からの傷病者の搬送

救急隊を編成出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関に搬送にあたるものとする。搬送先での受け入れが困難な場合は、県指定災害拠点病院へ搬送する等、適宜に搬送先の情報を積極的に入手して決定する。

2 緊急患者搬送

(1) 生命に危険がある場合又は当該医療機関での治療が困難な場合は、県等にヘリコプター等を要請し搬送する。

(2) ヘリコプターの利用にあたっては、臨時ヘリポートまでの搬送を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「地震災害対策編第2章第5節第6 三重県防災ヘリコプター支援要請」により行うものとする。

3 医療ボランティアの受入れ

市内拠点病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合、医療ボランティアを要請する。

医療ボランティアの受入れに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第8節第2-3」を準用

4 救助法の適用の基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

第9節 緊急輸送機能の確保

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

人命の救出救助のための活動に必要な交通路を優先して確保する。また、避難所の開設状況に合わせて、物資輸送等に必要な経路を確保する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
危機管理対策部	災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。
交通・広報対策部	1 鉄道事業所と情報交換を行う。 2 市内緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する
建設対策部	1 市道の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 通行禁止区域内において必要な措置等を実施する。
道路管理者 交通管理者	1 道路・橋梁の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 応急復旧工事、道路障害物除去作業を指示する。 3 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 4 亀山警察署と連携を図り、道路交通規制を実施する。
鉄道事業者	1 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整をする。 2 鉄道施設の応急復旧措置を行う。 3 災害対策本部との連絡調整を行う。
三重県建設業協会 亀山支部等	災害時協定等に基づき、道路障害物除去作業及び応急復旧作業に協力する。
市民、事業所	1 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 2 災害応急対策車両及び緊急車両の優先通行に協力すること。 3 通行規制等の情報に注意し、不要な車両の運行の自粛に努める。

2 道路被害情報の収集

情報収集にあたっては、自ら積極的に情報を収集する等あらゆる手段を用いて情報収集する。

この際、所管する道路管理者及び関係機関と連携して、道路被害状況等を早期に実態解明する。

3 緊急輸送道路の確保

災害応急対策活動を実施するため、必要な緊急輸送道路を確保する。

1 道路啓開の実施

緊急輸送道路の通行ができない場合は、障害物を速やかに撤去するため、「災害時における緊急協力に関する協定」に基づき、一般社団法人三重県建設業協会亀山支部の協力を得て、優先的に道路啓開を行い緊急輸送道路の確保に努める。

2 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災瓦礫によって通行が不能となった場合、速やかな応急復旧工事により緊急輸送道路を確保するとともに、迂回路を確保するものとする。

4 交通規制

災害応急対策活動のための緊急輸送等、緊急輸送道路を確保するための交通規制を次に基づき警察署長等と調整・実施し災害応急対策活動を促進する。

1 避難路及び緊急交通路の迅速な確保

2 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限

3 被災地域への一般車両の流入制限

4 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混

雑緩和の措置

5 市域内の緊急輸送道路

	路 線 名	区 間
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路		
高速自動車道 (中日本高速(株) 道路管理)	東名阪自動車道	亀山市～桑名市
	伊勢自動車道	亀山市～伊勢市
	新名神高速道路	亀山市～亀山市
一般国道 (国土交通省管理)	国道 1 号	亀山市関町坂下～桑名市長島町押付
	国道 2 5 号	亀山市太岡寺町～伊賀市治田
第 2 次 緊 急 輸 送 道 路		
主要地方道	四日市関線	亀山市関町木崎～亀山市関町新所
	亀山白山線	亀山市川合町～亀山市東御幸町
	亀山鈴鹿線	亀山市和田町～鈴鹿市国府町
一般県道	亀山停車場石水溪線	亀山市御幸町～亀山市本丸町
	亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
	亀山城跡線	亀山市東御幸町～亀山市太岡寺町
第 3 次 緊 急 輸 送 道 路		
一般国道 (県管理)	国道 3 0 6 号	亀山市栄町～亀山市栄町
主要地方道	津関線	亀山市関町木崎～津市芸濃町楠原

一般県道	白木西町線	亀山市若山町～亀山市若山町
	路 線 名	区 間
市町道	亀田小川線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
	小野白木線	亀山市小野町～亀山市小野町
	国一側道栄町川合線	亀山市栄町～亀山市川合町
	国一東野公園跨道橋線	亀山市川合町～亀山市川合町
	栄町川合線	亀山市川合町～亀山市川合町
	国一側道下り2号線	亀山市川合町～亀山市栄町

※「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和6年2月）」より抜粋

6 市内防災拠点の種類と緊急輸送道路区分

拠点の種類	施 設 名		緊急輸送道路区分		
			第1次	第2次	第3次
地方公共 団体	市町本庁舎	亀山市役所		○	
	市町分庁舎	亀山市関支所		○	
	警察庁舎	亀山警察署		○	
	消防本部庁舎	亀山市消防本部		○	
広域応援部隊の活動・物資搬送拠点	救助活動拠点	・ 亀山サンシャインパーク ・ 東野公園 ・ 西野公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			○
	物資拠点	・ 亀山公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			

※「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和6年2月）」より抜粋

【参考】

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画及び図面については、次のアドレスを活用
「三重県の道路」(<https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/77496006278.htm>)

【指定理由】

- 市町本庁舎、市町分庁舎
災害対策本部が設置される庁舎及び災害対策活動の拠点となる庁舎
- 警察庁舎、消防本部庁舎
救助活動等関係機関の庁舎
- 広域応援部隊の活動・物資搬送拠点
広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

5 緊急輸送道路の応急復旧等

1 緊急輸送道路等の道路障害物の除去

救助活動を重視した応急復旧を実施する。この際、県災対本部と事前に調整する。

2 道路障害物除去作業等の実施手順

(1) 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討

建設対策部は、地方部と協議の上、民間コンサルタント業者等に協力を要請し、被災調査及び応急復旧等の検討を行う。

(2) 応急復旧工事の指示

建設対策部は、復旧範囲を地方部と協議の上、決定し、三重県建設業協会亀山支部に復旧工事への協力を要請する。

(3) 道路障害物除去作業の指示

建設対策部は、作業範囲を決定した上で、災害時応援協定に基づき三重県建設業協会亀山支部及び三重県レッカー事業協同組合に道路障害物除去作業への協力を要請する。

(4) 資機材の調達

道路復旧工事及び道路障害物除去作業のための資機材の調達は、三重県建設業協会亀山支部等に要請する。

6 鉄道施設

鉄道の被害状況等について、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社と連携して対応する。また、安全確保等のための必要な処置については、優先して対応するよう要請する。

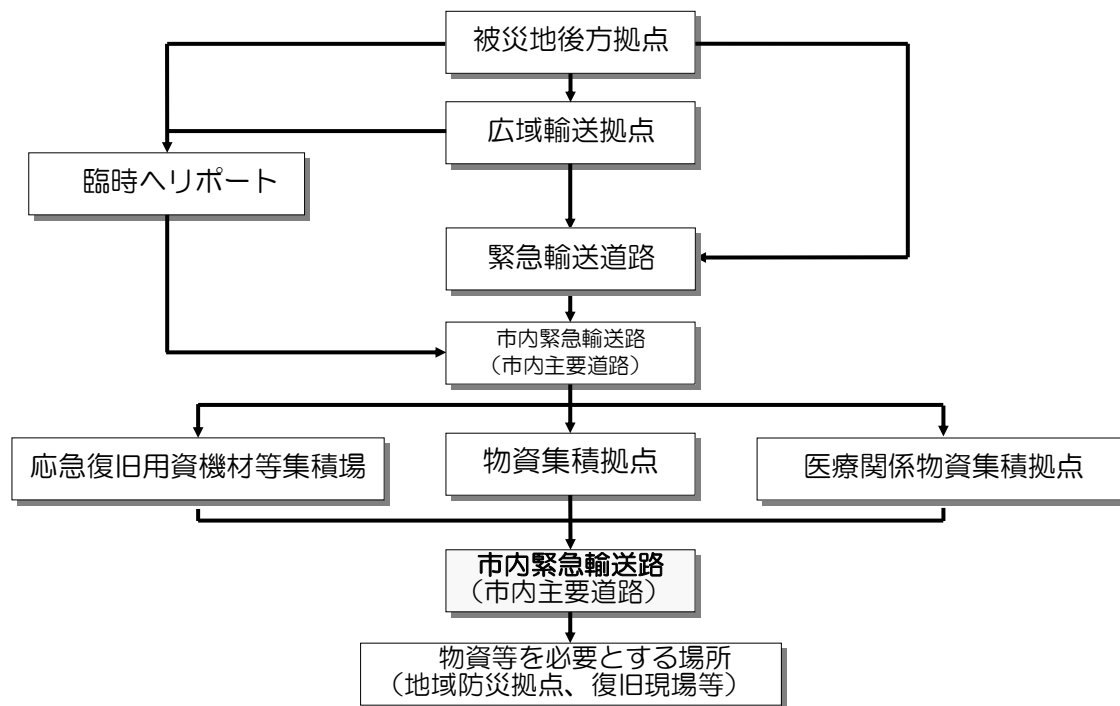
第2 緊急輸送活動

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 緊急輸送の要請に関すること。 2 運輸業者との調整に関すること。 3 応急対策車両の配車に関すること。 4 市保有車が不足した場合の車両等の借上げに関すること 5 緊急車両の認定手続きに関すること。 6 救援物資・義援物資の整理・保管に関すること。
交 通 管 理 者	緊急通行車両の確認に関すること。
協 定 業 者 等	災害時応援協定に基づく緊急輸送の協力に関すること。
民 間 団 体 等	緊急輸送の実施及び協力に関すること。

2 緊急輸送システム

【緊急輸送システム図】



3 救助法による輸送費支出の基準

1 実施責任

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

2 救助法による基準

救助のため、次に掲げる事項について輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

- (1) 災害にかかった者の避難
- (2) 飲料水の供給
- (3) 救助用物資の整理配分
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 死体の搜索及び処理

3 その他

- (1) 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。
- (2) 救助のための輸送費を支出する期間は、各号の救助を実施する期間とする。

4 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
【第1段階】 発災後 ～ 24時間	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人 員、物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要 必要な人員及び物資
【第2段階】 24時間 ～ 72時間	1 前記第1段階の続行 2 食糧、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
【第3段階】 72時間 ～	1 前記第1段階及び第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

5 緊急通行車両

1 緊急通行車両等の事前届出手続き

災害発生時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路が指定され、交通規制の実施により、一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両や規制除外車両の通行が優先されるため、基本法第50条第1項に基づく災害応急対策に使用する車両について、「緊急通行車両等事前届出」を行い、迅速な応急対策活動が行えるよう準備する。なお、緊急通行車両等事前届出の対象は以下のとおりとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、免疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 資料編第13—12「緊急通行車両届出一覧表」を参照

2 緊急通行車両の使用手続き

前項に示す用務により緊急通行車両として使用する場合は、本部班と調整を行い、「緊急通行車両等事前届出書」により、亀山警察署において標章及び証明書の交付を受ける。

なお、事前届出車両だけでは緊急通行車両等が不足する場合は、本部班と調整し、資料編第13様式類11「緊急通行車両等事前届出書」により申請を行う。

3 車両の借上げ等

市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、総務対策部が必要な車両等の借上げを行うほか、必要に応じて運転手の確保を行う。

6 緊急輸送の要請

1 輸送関係機関等への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市内運送業者等に対して緊急輸送を要請する。

2 県災对本部への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災对本部に対して緊急輸送の実施を要請する。

3 緊急輸送を要請する場合の措置

(1) 緊急物資等の受入れ

食糧の調達・搬送は、「地震災害対策編第2章第11節第1-4」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。

なお、確保できない場合は、その人員も併せて要請する。

(2) 傷病者等の市域外への緊急輸送

傷病者等を市域外へ緊急輸送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師看護師等の同乗についても要請する。

7 ヘリコプターの活用

1 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターの支援要請は、「地震災害対策編第2章第5節第6」による。

2 ヘリポート

航空機場外離着陸場所在地の詳細については、附属資料に示す。

3 臨時ヘリポートの設置

消防対策部は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時ヘリポートを指定し、総務対策部に報告する。

消防長は、臨時ヘリポートに消防対策部員と移動無線設備を現地に派遣し、必要な連絡調整を行う。事業所敷地等を活用した臨時のヘリポートを設定する際には、安全距離及び離着陸時の障害となる高さのある建造物に留意する。

第10節 避難及び被災者支援等の活動

第1 避難判断

避難の判断を行う場合防災気象情報を適切に入手し、あらかじめ定める避難判断基準に基づき、災害発生のおそれ又は危険のある地域に対し、速やかに避難情報等を発令する。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する防災気象情報等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設準備情報や避難情報の発令等を準備する。

その他、既に災害が発生している状況の場合は、災害発生情報を可能な限り発令し命を守る行動をとるよう周知する。この際、分散避難等の避難を促進し、避難所でのコロナ対策の資とする。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 避難情報・災害発生情報の発令に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。
危機管理対策部 交通・広報対策部	1 避難情報・災害発生情報の市民及び自主防災組織への伝達に関すること。 2 警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の伝達に関すること。 3 避難情報・災害発生情報等の県、警察関係機関への伝達・協議に関すること。 4 要配慮者への避難情報・災害発生情報等の伝達に関すること。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 避難情報・災害発生情報等の伝達に関すること。 2 火災現場等からの避難誘導に関すること。
亀 山 警 察 署	1 避難情報・災害発生情報に関すること。 2 避難の誘導に関すること。
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	1 避難情報・災害発生情報等の市民相互の伝達に関すること。 2 避難時における要配慮者の安全確保への協力に関すること。

2 避難情報等

1 避難情報伝達体制の確立

災害発生のおそれ等が予測される地域に対し、速やかに避難情報等を、また、既に災害が発生している状況では、災害発生情報を可能な範囲で発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報(メッシュ)等を監視し、避難の実施等

を判断するための態勢を確立する。

2 高齢者等避難、避難指示又は災害発生情報の発令

災害時には、避難のための情報以前に市民が自主的に判断し、避難することが多いと考えられ、避難情報が必要な事態として、次のような場合が想定される。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 洪水、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流等による危険が切迫しているとき。
- (3) 危険物・高圧ガス等の漏洩・爆発等のおそれがあるとき。
- (4) 火災の拡大による危険が迫ったとき。
- (5) その他、状況により市民等の生命身体、財産を災害から保護するため必要と認めるとき。

3 避難指示又は災害発生情報等の権限

風水害による災害の発生又は大規模火災及びガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の住民に対して避難指示及び災害発生情報発令を行う。

避難指示の権限に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第10節第1-2-3」を準用

4 避難情報発令・伝達

高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報の発令を実施する者は、要避難対象地域の住民に対する伝達を、拡声装置又は広報車、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等、多様な手段を用いて行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

5 避難情報に含むべき内容

高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路（危険な経路がある場合等）
- (5) 避難時の注意事項（火の元確認、避難時の戸締り、携行品、服装等、避難先明記）

6 避難判断に基づく避難所の開設

避難情報を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項について直ちに県に報告を行う。

- (1) 避難の種類「自主避難、高齢者等避難、避難指示、災害発生情報」
- (2) 避難所開設の日時及び場所
- (3) 箇所数及び受入れ人員

3 警戒区域の設定

基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）に基づき、市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への応急対策従事者以外の者の立入りを制限し若しくは禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。

1 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（基本法第60条）と異なる点は以下のとおりである。

- (1) 「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
- (2) 「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
- (3) 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（基本法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

2 警戒区域設定の実施及び連絡

「地震災害対策編 第2章第10節第1-3」に準じる。

4 避難要領

1 避難の考え方

指定緊急避難場所・指定避難所・その他の避難所等のうち安全で近傍にある避難所等に避難する。避難にあたっては要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に配慮し、適切な避難行動ができるように行政及び地域が一体となり体制を構築する。

2 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、受入れ者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画により、避難誘導する。

3 避難の準備

避難の準備については、次の事項を周知させる。

- (1) 避難の手段は原則として徒歩とする。ただし、気象の状況や各自の実情に合った柔軟な考えのもと自家用車等の利用も可能とする。

自家用車等を利用する場合、道路状況や交通規制等に注意し、安全確保を最優先に行動すること。

- (2) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 事業所等にあつては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- (4) 市民は、日ごろから次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は15kg、女性は10kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようリュックサックに入れ、避難時に探さなくてもよいようにしておく。

ア 貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等）

イ マスク・体温計・携帯用消毒液等の感染防止用品

ウ 食糧品等（水、乾パン、缶詰、即席めん、高齢者や乳幼児のための食品等）

エ 応急医薬品、常備薬、お薬手帳等

オ 衣類（肌着、防寒着等）

カ スマートフォン等の予備バッテリー

キ その他（ラジオ、懐中電灯、眼鏡等）必要と思われるもの

また、携行して避難するものと、自宅に備えておくものとに区分して保管することが望ましい。

4 要配慮者の避難

要配慮者の避難にあたっては、安全に避難できるよう留意し、次の対策を講じる。

- (1) 避難所での生活ができる人
一般の避難所に受入れる。
- (2) 避難所で生活ができない人
「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に基づき、福祉避難所に収容する。
- (3) 日本語による意思疎通が困難な外国人
総務対策部及び市民対策部は、外国語等により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により広報活動を行う。
- (4) 市民相互の共助
市民は、地域の要配慮者の避難に当たって相互に協力する。

5 車中泊避難

車中泊避難者に対する避難場所の確保や支援方策を検討する。

5 避難所の開設

本部長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、必要に応じ避難所の全て又は一部を開設することとし、市民対策部に避難所の開設を指示する。

開設する避難所は「地震災害対策計画 第1章第9節第1」に示す指定避難所を基準とする。

また、避難所を開設したときは、県災対本部（地方部を経由）及び亀山警察署等関係機関に避難所の開設を通知する。

なお、避難所の開設にあたっては、「地震災害対策計画 第2章第10節第1－5」に準ずる。

第2 避難所

救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難所開設の決定に関すること。
交通・広報対策部	避難情報及び避難所開設状況の広報に関すること。
市 民 対 策 部	避難所の開設、管理運営に関すること。
教 育 対 策 部	避難所の開設、運営管理に関して、市民対策部に協力すること
福 祉 対 策 部	1 福祉避難所の開設要請及び要配慮者の受入れに関すること。 2 被災者(要配慮者を含む。)の健康管理及び健康相談に関すること 3 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関すること。
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	避難所において主体的に運営を行うこと。
ボ ラ ン テ ィ ア	避難所の運営を補助すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアルを準用するとともに次の事項に留意して行う。

- 1 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。
- 2 避難所の運営にあたっては女性の参加を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- 3 避難所の生活環境の維持に努めるとともに、避難者のプライバシーにも配慮する。
- 4 良好な衛生環境の維持に努めるとともに、健康状態の把握・管理に留意する。
- 5 福祉対策部は、高齢者、障がい者等、要配慮者の避難について、福祉避難所の開設を防災協定に基づき要請する。
- 6 必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職の派遣を県に要請する。
- 7 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの避難所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

4 避難所の運営における役割

1 避難所の管理責任者

- (1) 避難所の管理責任者には、市民対策部が派遣する避難所開設職員があたる。
- (2) 避難所開設職員には、市職員をあてることを基本とするが、開設数が多い場合には、消防団、地域防災組織等の役職者から選任する。

2 施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用に対してアドバイスを行うほか、避難所運営について協力する。

3 運営主体

避難所の運営は、当初は市民対策部から派遣される避難所開設職員が中心となっ
て行うが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合などは、自主防災組織等
を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるように留意する。

5 避難所の機能

避難所は、避難者を受け入れるのはもちろんのこと、災害により都市機能が麻痺
した地区の市民生活を支援するため、避難所に次の機能を持たせる。

- 1 水、食糧品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- 2 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
- 3 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

6 避難所における基本的な活動

避難所における基本的な活動は、以下のとおりである。

- 1 避難所に受け入れた避難者の住所、氏名、家族構成等を把握し避難者名簿を作成する。
- 2 物品受払い簿を作成して、災害対策本部等から配分された物資の受払いを記録

する。

- 3 避難所収容記録を作成して、避難所において発生した記録すべき事項を記録する。
- 4 災害対策本部等関係者からの情報を収集し、伝達する。
- 5 避難者への物資等を配分する。
- 6 避難所を対象とした各種業務等への支援
- 7 災害対策本部、自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会との連携

7 避難所の運営マニュアル

各避難所の管理責任者は、市民対策部の指導のもとで避難所運営マニュアルにより、避難所の管理運営を行う。

運営マニュアルは、主に次の事項について定める。

- 1 配備態勢
- 2 避難者の受入準備
- 3 避難所の管理
- 4 避難所の閉鎖

8 避難所の環境保護の方針

1 避難者情報の管理

- (1) 市民対策部は、各避難所において作成された避難者名簿を回収し、市内の避難者の情報を統括的に管理する。
- (2) 避難者情報は、災害応急対策活動、また、避難者の自立を支援する施策を実施するための基礎資料として本部員会議に報告する。
- (3) 各対策部長は、各対策部における応急対策の実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、市民対策部に調査の実施協力を要請する。

2 要配慮者への対応

(1) 要配慮者の把握

ア 避難所開設職員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 避難所開設職員は、この結果によりこれらの者が必要とする食糧、生活必需品等を市民対策部に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行うとともに、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、福祉対策部と協議する。

(2) 寝たきり等施設での生活が必要な者

寝たきり等により施設での生活が必要な者を事前に把握し、福祉施設等に対して福祉避難所の開設及び受入要請を行う。

(3) 介護者を確保できる避難所の設定

介護が必要で、指定避難所での避難生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、福祉避難所への受入れを調整する。

9 医療・保健体制の確立

福祉対策部、医療対策部は亀山市医師会等と連携し、災害時の救急・救護態勢の早期確立に努める。この際、感染症拡大防止策の実施に留意する。

- 1 医療対策部は、避難所に受け入れられている避難者に対する救護活動の態勢を検討する。
- 2 福祉対策部は、必要に応じて避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理にあたる。
- 3 福祉対策部は、メンタルケアを行うため、必要な人材を避難所に巡回派遣する。
- 4 福祉対策部及び医療対策部は、避難所における感染症拡大防止の処置を適切に指導するとともに、感染者の発生にあたっては鈴鹿保健所と連携し、患者の移送について調整する。

10 避難生活長期化への対応

- 1 災害発生から3日目程度までの対応
各避難所の状況を的確に把握し、防災備蓄品の適切な配分により対応する。
この際、市民対策部は県と先行的に調整し、生活必需品又は消耗が早い物品等について確保する。
- 2 4日目以降から7日目頃までの対応
政府が実施するプッシュ型支援と連携し、物資の円滑な受入及び配送・配分を計画する。
この際、市民対策部は、長期化を予想し、避難生活環境向上のための物品の調整を先行的に行う。
 - (1) 衣類（冬期の防寒着を含む）
 - (2) 洗濯機、乾燥機
 - (3) 冷暖房設備
 - (4) 掃除機
 - (5) 冷蔵庫
 - (6) 炊事設備
 - (7) テレビ
- 3 入浴支援
 - (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、市有の入浴施設の利用及び公園等において仮設のシャワールーム、仮設浴場等の設置を検討する。
 - (2) 施設の設置にあたっては、建設対策部、県に支援を要請する。
- 4 洗濯支援
 - (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等を活用した仮設場の

設置を検討するとともに、必要に応じて各避難所に洗濯機及び乾燥機を設置する。

(2) 設置にあたっては、建設対策部及び県に支援を要請する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市民対策部は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて民間宿泊施設等の避難所としての活用を調整する。

また、福祉対策部は、要配慮者のうち介護等の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを調整する。

6 感染対策とプライバシー保護

市民対策部は、ダンボール間仕切り等を活用し、努めて個人ごと間仕切りができるようにして、感染症拡大防止の対策を講ずるとともに、避難者のプライバシー保護に努める。

避難所において避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集する必要がある、避難者は、これに協力するものとするとともに、使用者はこれらの個人情報の管理を適切に行う。

1 1 避難における特別措置

1 近隣市町への避難

大災害が発生し、予定した避難所が使用できない又は適当でない場合において本部長は、近隣市町の施設利用について県知事に要請する。

なお、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないときは、市長は近隣市町長に対して直接要請するものとする。

2 避難の方法

原則として災対本部が避難者を搬送するが、状況により、搬送も併せて近隣市町に要請する。

要請の方法は、「地震災害対策編第3章第5節第4」による。

1 2 ペット等避難対策

ペット同行避難による避難所の公衆衛生が悪化しないよう又、ペット所有者が避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづくり及び必要な支援物資の備蓄などペットの受け入れ態勢の構築について検討する。

ペット等避難対策の詳細は、「地震災害対策編第2章第10節第2-12」を準用

第3 応急住宅対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
交通・広報対策部	1 応急住宅対策に関する広報の実施に関すること。 2 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供に関すること。
建設対策部	1 仮設住宅入居の判定のための資料作成に関すること。 2 応急住宅対策の実施に関すること。
建設業者等	応急仮設住宅の実施協力に関すること。

2 住宅対策の種類と順序

住宅の倒壊・流失等により住宅対策が必要と判断される場合には、次の取り組みを行う。

1 発災直後の対策

- (1) 避難所の設置による被災者の応急受入れ
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去

2 二次的対策

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (2) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (3) り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- (4) 民間住宅の復興に対する支援

3 応急仮設住宅の供与

1 実施責任

救助法が適用された場合における「応急仮設住宅の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。大規模災害時等、市で対応が困難と考えられる場合は、県による建設を検討することとする。

また、同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 入居基準

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した場合

通常は非住宅として取扱われる土蔵又は小屋であっても事実上そこを住家として使用していた場合はこれを住家に含める。

ただし、住家が全焼、全壊又は流失しても、離れ家等が残り居住になんら差し支えないものは除く。

(2) 自らの資力をもってしても住宅を確保することができない者

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、母子世帯

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者

4 応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅建設用地は、次の順位に従って決定する。

(1) 当面利用目的が決まっていない公共用地

(2) 都市公園（テニスコート、野球場等）

(3) 遊休地

5 供与期間

救助法及び建築基準法では、応急仮設住宅の供与期間は2年以内とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。（特定非常災害の場合は、「特定非常災害被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」による存続期間の特例が定められている。）。

6 入居選考

(1) 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

(2) 十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、り災者の生活条件を調査の上決定する。

(3) 抽選等の方法により決定することのないよう注意する。

7 応急仮設住宅の建設上の留意点

(1) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

(2) 設置戸数の決定に当たっては、救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

(3) 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(4) 地域の状況により商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な一人暮らし高齢者や障がい者等に対してケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

8 応急仮設住宅の管理

(1) 市長の責任において、応急仮設住宅の管理を行う。

(2) 県知事が応急仮設住宅を設置した場合においても、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。

9 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事に要請する。

10 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、り災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

11 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

- (1) 被害戸数（全焼、全壊）
- (2) 設置を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする建設業者数
- (4) 連絡責任者
- (5) その他参考となる事項

4 空き家住宅

建設対策部は、市営住宅のほか、県、県内各市町、関係機関等の所有する空き家を確保し、入居者を募集する。

5 住宅の応急修理

1 実施責任

救助法が適用された場合における「住宅の応急修理」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 応急修理の実施方法

建設対策部は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。

4 県に対する要請

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に対して要請する。

- (1) 被害戸数（半焼、半壊）
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量

- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

6 障害物の除去

1 実施責任

救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 障害物の除去の実施方法

建設対策部は、住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものに対し、障害物の除去を実施する。

なお、実施の方法は、「地震災害対策編第2章第10節第3 応急住宅対策に準じる。

4 県に対する依頼

建設対策部は、対応が困難な場合は、県に対して次の事項を示し応援を求める。

- (1) 除去を必要とする戸数
- (2) 除去に必要な期間、人員
- (3) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (4) 除去をした障害物の集積場所の有無
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

第4 要配慮者への支援

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 在宅の要配慮者に対する安否確認(訪問等) 2 避難行動要支援者に対する避難行動支援及び避難所等への受入れ 3 福祉施設等に対する要配慮者受入れ等に関する要請 4 視聴覚障がい者に対する情報提供(手話通訳・代読者等) 5 介護者を確保できる避難所の運営
交通・広報対策部 市 民 対 策 部	要配慮者に配慮した情報提供
建 設 対 策 部	要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の供給

市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	要配慮者の安否確認、避難誘導及び避難所の運営等の支援
ボランティア	災害対策本部及び市民等の活動への協力

2 要配慮者への支援の考え方

1 近隣住民の助け合い

- (1) 自主防災組織、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。
- (2) 災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者、障がい者等の要配慮者の安否を確認することを基本とする。

2 福祉行政と地域組織との連携

要配慮者への配慮は、福祉行政と自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア組織が連携し実施する。

3 要配慮者への対応要領

1 在宅要配慮者の安否確認

福祉対策部は、災害発生時には、高齢者、障がい者等、在宅の要配慮者の安否確認を行う。

ただし、自主防災組織等において安否の確認態勢が整っている場合は、その代表者から報告を受け情報の共有を図る。

2 在宅要配慮者の避難所等への受入れ

福祉対策部は、災害発生時に自宅に取り残されるおそれのある障がい者、高齢者等の要配慮者を事前に把握し、特に災害時に支援の必要な避難行動要支援者に関する名簿を整備する。

また、大規模災害発生時には、「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に基づき、要配慮者（障がい者、高齢者等）を必要に応じて、福祉施設若しくは介護者の確保できる施設に受入れを要請する。

3 視聴覚障害者に対する情報提供

- (1) 福祉対策部は、手話通訳者、代読者等のボランティアを要請し、視聴覚障がい者に対する支援態勢を確立する。
- (2) 交通・広報対策部は、テレビ、ラジオ放送、広報紙、広報車及び障がい者等の支援団体等の様々な媒体を利用することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう留意する。

4 日本語による意思疎通が困難な外国人への情報提供

交通・広報対策部及び市民対策部は、外国語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。

また、外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより、日本語による。意思疎通が困難な外国人に確実に情報が伝達される態勢の構築に努める。

第5 ボランティア活動の支援

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	ボランティア受入れの指示に関すること
福 祉 対 策 部	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 2 ボランティアセンターの開設に関すること 3 災害対策本部との連絡・調整に関すること 4 ボランティア活動への支援に関すること 5 海外からのボランティア受入れの調整に関すること
交通・広報対策部	ボランティア募集広報について協力すること
各 対 策 部	1 ボランティアの受入れに関すること 2 ボランティア需要・活動状況の報告に関すること 3 ボランティア受入マニュアルの作成に関すること
社会福祉協議会等	ボランティアセンターの開設及び運営協力に関すること
市 民 、 事 業 所 自 主 防 災 組 織	地域の応急対策活動への協力に関すること

2 ボランティア受入態勢の整備

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協議し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図るとともに、感染拡大防止を考慮しつつボランティアを円滑に受け入れる態勢を構築する。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、感染防止対策等の必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつ支援団体との連携

専門性をもつ支援団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

3 災害ボランティアセンター

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 災害発生後、災害応急対策を実施する上で要員が不足した場合又は多数のボランティアの申し込みが殺到した場合、福祉対策部は速やかに社会福祉法人亀山市社会福祉協議会と協議し、ボランティア調整機関としての亀山市災害ボランティアセンターの開設を「亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき要請する。

開設にあたっては、新型コロナウイルス感染の状況を考慮し要請する。

- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアコーディネーターを軸としたボランティアセンターの決定に委ねる。

2 災害ボランティアセンターの業務

- (1) ボランティアの募集及び登録を行う。
- (2) 災害対策本部及び地域住民からの依頼により、ボランティアの派遣を行う。
- (3) ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。
- (4) ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

4 ボランティアの受入れ

1 技能ボランティア

医師、建築士、通訳等専門的な技能を有するボランティアや災害時に専門的に活動する災害ボランティアについては、災害ボランティアセンターが受付後、各班からのニーズにより派遣する。

2 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、国、県と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。

3 各対策部の受入れ

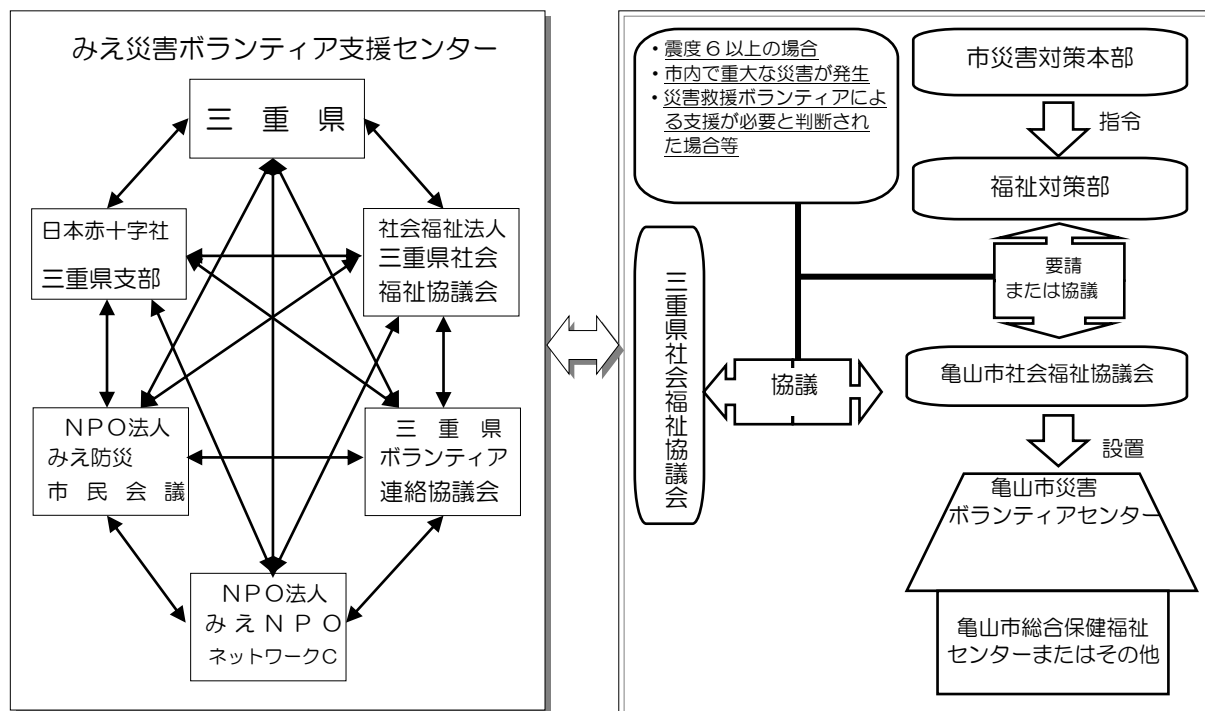
各対策部は、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニュアルを作成する。各対策部は技能ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) ボランティアの受入事務

5 ボランティア活動への支援

福祉対策部は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 1 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- 2 ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点として総合保健福祉センターを提供する。
- 3 ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。



6 地域・住民が実施するボランティア支援

- 1 被災状況の把握とボランティアの要請
自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じボランティアの要請を行う。
- 2 現地災害ボランティアセンターの運営支援
被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。
- 3 ボランティア受入支援
ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受け入れを行う。

第11節 救援物資等の調達・供給活動

第1 食糧の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 被災者救援食糧の要請に関すること。 2 応援要員、支援車両の要請に関すること。 3 救援用食糧の搬送に関すること。 4 炊き出し食材及び必要機材等の調達に関すること。
市 民 対 策 部	1 指定避難所における被災者への食糧の配給に関すること。 2 避難者に対する必要食糧の把握及び報告に関すること。 3 避難所における救援物資等の管理に関すること。
市民・事業所	災害発生後、3日分程度の非常食糧の備蓄に関すること。
小 売 業 者 協定締結業者	1 営業の早期再開に関すること。 2 在庫食糧の提供に関すること。 3 食糧の調達への協力に関すること。
ボランティア	被災者救援物資の搬送、配布の協力に関すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 食糧供給・調達の方針

在宅並びに避難所の避難者に対し、市保有の備蓄食を活用した食糧の提供に努めるとともに、不足した場合には、災害時応援協定締結団体等から調達した食糧や全国からの支援物資等を避難者に対し供給、又は応急給食を実施する。

1 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に受け入れられた者
- (2) 災害により被害を受け、自宅で炊事ができない者（在宅避難者等を含む。）
- (3) 病院、観光客、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者
- (4) 応急対策活動に従事する者で、食糧供給の必要のある者

2 食糧の供給

食糧の供給は、おおむね次の要領を目安とするが、災害規模に応じて調整する。また、食糧は原則として、1日3回提供を行う。

(1) 県・市の備蓄防災協定による支援

ア 災害発生～12時間以内

住民による自己確保備蓄食糧又は市備蓄保存食糧（乾パン又はアルファ米）

イ 災害発生12時間後～

協定締結小売業者等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食

ウ 災害発生24時間後～

協定締結事業所等から調達食

(2) 政府によるプッシュ型支援(災害発生72時間以降)

「物資調達・輸送調整等支援システム」を有効に活用し、調整を効率化するとともに、迅速かつ円滑な物資支援の実現に努める。この際、平素から備蓄状況等を適宜記載し、適切に情報を共有する。

3 備蓄食糧の供給

避難者(在宅避難者を含む。)等に対する食糧等の供給については、災害発生から概ね12時間以内においては、市の備蓄食糧を供給し、指定避難所ごとに市民対策部が搬送する。

なお、備蓄食糧の搬送にあたっては、搬送要領等について事前に検討しておくものとする。

4 食糧の調達・搬送

1 食糧の調達

総務対策部は、食糧の調達等に関して、次の業務を行う。

(1) 災害協定締結小売業者等からの調達

必要な応急食糧を調達する場合は、「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき、協定締結小売業者等の被災状況を確認のうえ、応急食糧の調達に関する協力要請を行う。

(2) 弁当の調達

弁当業者の選定、委託にあたっては、衛生的に安定した食事を提供でき、冷却装置を設置しており(設置していない場合は、温食の供給)、配送態勢を確保できる業者とする。

(3) 食糧調達要請に関する県との連絡調整

必要な食糧の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

2 広域調達

市内で十分な調達ができない場合は、県及び他市町との災害時相互応援協定等に基づき救援食糧の支援を要請する。なお、他市町に要請する場合は、次の点に留意する。

(1) 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。

(2) 衛生面に配慮し、業者の調理したものに限り調達を行う。

3 物資集積拠点

(1) 調達した食糧は、物資集積拠点に集約し、避難所派遣職員が管理する。

(2) 夏季は、冷蔵庫の設置を検討する。

4 調達食糧の搬送

(1) 応急食糧集積拠点への搬送

ア 最初の調達は、総務対策部が各小売業者等に出向き調達する。

イ 2回目以降は、復旧状態を考慮し直接物資集積拠点への搬送を依頼する。

(2) 物資集積拠点から搬送

物資集積拠点においては、防災生活圈ごとに必要量等を確認した上で、1日3回、事前に配分し搬送する。

5 食糧の配分

避難所に派遣される職員は、避難所での食糧の配分にあたっては、避難所運営組織と連携を密にし、避難所受入れ者及び在宅での避難者の把握を行うとともに、必要な食糧数を災害対策本部に要請を行い、避難所運営組織及び自治会長等を通じて食糧の配給を行う。

1 避難所での配分

(1) 各避難所に届けられた食糧は、避難所派遣職員が避難者に配分する。

(2) 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

2 在宅避難者への配分

避難者本人の申し出により在宅避難をしている者への配分にあたっては、自主防災組織等を通じ必要な食糧の数を当該避難所で配分を行う。

3 自主避難所等への配分

自主避難所を開設し、避難をしている者への配給にあたっては、自主防災組織等を通じ必要な食糧の数を当該避難所で配給を行う。

6 炊き出しの実施

市内全域にわたり大規模な被害が発生した場合、避難生活の状況及び避難住民の心情等を考慮して、必要により防災拠点となる指定避難所を基準として炊き出し所の開設する。

1 炊き出しの実施時期

実施の態勢及び炊き出しの実施を希望する避難者の要望等を考慮して決定する。

2 炊き出し場の設置

指定避難所を基準に設置する。

3 炊き出し要員の確保

避難所運営組織を中心としてボランティア等の協力を得て実施する。

4 炊き出しの材料の調達

総務対策部は、炊き出しの実施に際し、災害時応援協定「災害時における生活必需品物資等の調達に関する協定」等を活用して、必要な食材及び機材等の調達を行い、炊き出し所に配分を行う。

第2 飲料水の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
交通・広報対策部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
上下水道対策部	1 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請 2 応急給水の実施 3 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報 4 水道施設の被害状況の把握
市民・事業所	1 災害発生後1週間分程度の非常用飲料水及び容器の備蓄 2 風呂の残り水、井戸水等による生活用水の確保
ボランティア	応急給水への協力

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 応急給水の実施

市域内において大規模な被害が発生した場合、上水道施設等に対する被害調査を速やかに実施するとともに、必要により早期に給水活動が行える態勢を整えるなど、被災市民への救援態勢を確保する。

1 災害発生直後の情報の収集

- (1) 災害発生直後、水源地における水量を確認する。
- (2) 給水区域の断水状況の把握を行う。

2 広 報

- (1) 応急給水を実施するにあたっては給水場所、給水時間を広報車等を活用して事前に広報する。
- (2) マスコミへの協力を依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

3 応援要請

独自に給水態勢を整えることが不可能である場合は、応援協定により災害対策

本部を通じて他市町への応援要請を行う。

また、自衛隊の災害派遣要請が必要な場合は、災害対策本部を通じて県知事に要請する。

4 応急給水のシステム

応急給水のシステムの詳細は、「地震災害対策編第2章第11節第2-4」を参照

5 市民への広報

市民への広報の詳細は、「地震災害対策編第2章11節第2-5」を準用

第3 生活必需品の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 救援物資の要請に関する事 2 要員、車両の要請に関する事 3 物資の調達及び集積拠点における管理に関する事 4 物資の備蓄及び管理に関する事 5 物資の搬送に関する事
市 民 対 策 部	1 避難所における物資の配付に関する事 2 必要物資の把握及び報告に関する事
市 民 ・ 事 業 所	1 災害発生後1週間分程度の生活必需品等の備蓄に関する事。 2 物資の配布への協力に関する事
小 売 店 等	1 営業の早期再開に関する事 2 在庫物資の提供に関する事 3 物資の調達への協力に関する事
ボ ラ ン テ ィ ア	物資の搬送、調達、配布の協力に関する事

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

なお、被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与の実施にあたっては、救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準に従って実施する。

3 生活必需品供給・調達の方針

避難所の避難者等に対して、市保有の備蓄品及び災害時応援協定締結団体等から調達した生活必需品や全国からの支援物等を供給するなどの被災者に対する救援を行う。

1 応急物資供給の対象者

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

2 避難者に対する生活必需品の供給

避難者（在宅避難者を含む。）に対する生活必需品は、おおむね次の物資等を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

(1) 災害発生～24時間以内

市販薬（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳児用・大人用）、毛布、仮設トイレ、マスク、消毒液等

(2) 災害発生24時間後～

日用雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー（ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）光熱材量（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上コンロ）、その他ビニールシート等

3 備蓄物資の供給

- (1) 災害発生当初は、備蓄物資を活用して供給する。
- (2) 備蓄物資の搬送方法は、「第2章第11節第1 食糧の供給」に準じる。

4 応急物資の調達・搬送

災害発生後に必要な物資を調達する場合は、小売店等に協力を要請するとともに、必要に応じ、その他の市内小売店等から調達する。

5 応急物資集積拠点

調達した物資は、食糧と同様、物資集積拠点に集約し、市民対策部が管理する。

なお、調達物資搬送は、1日1回を基本として実施する。

6 物資の配給

各避難所に届けられた応急物資は、避難者が落ち着いた段階で、避難所開設職員が避難者の協力を得て配給する。

なお、在宅避難者に対する物資の配給は、必要な物資の品目及び数を事前に把握し、避難所において配給を行う。

第12節 遺体の取り扱い

第1 遺体の収容・処理

風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検案、身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に行う。

また、県及び関係機関等と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び埋火葬を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 関係機関（警察、病院等）との調整に関する事 2 遺体安置所の開設と管理に関する事 3 遺体安置所への搬送に関する事 4 霊柩車以外の車両の確保への協力に関する事 5 火葬後の遺骨の一次保管への協力に関する事 6 納棺、遺体の安置、身元不明者に関する事 7 遺体の火葬場への搬送に関する事 8 遺骨・遺品の保管及び遺族への引渡しに関する事 9 行方不明者の相談、身元確認に関する事 10 行旅死亡人に関する事 11 遺体の搬送のための車両の調達に関する事
市 民 対 策 部	埋火葬許可証の発行に関する事
産業環境対策部	火葬の実施に関する事（応援要請）
医 療 対 策 部	1 遺体の検案に関する事 2 遺体の洗浄、縫合、消毒に関する事 3 遺体安置所への医師の派遣に関する事
消 防 団	1 遺体及び行方不明者の搜索に関する事 2 遺体安置所への搬送に協力する事
亀 山 警 察 署	1 遺体及び行方不明者の搜索に関する事 2 遺体の検分又は検視に関する事 3 行方不明者相談、身元確認への協力に関する事 4 身元引受人への遺体の引渡しに関する事 5 遺体安置所への搬送に協力する事
災害時協力協定 締結葬祭業者等	1 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供に関する事 2 遺体安置施設の提供に関する事 3 遺体の搬送の協力に関する事
自主防災組織	遺体及び行方不明者の搜索への協力に関する事

遺体の取り扱いに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第12節」を準用

第13節 防疫・保健衛生

第1 防疫活動

感染症の発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施し、災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

また、食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 調達食糧品の食品衛生に関すること 2 避難所の食品衛生に関すること 3 防疫活動の実施に関すること 4 防疫用資機材の調達に関すること 5 防疫、食品衛生上の注意事項について市民に広報すること 6 救護所等の衛生管理・消毒に関すること 7 感染症等の防除、防疫及び被災者に対する衛生指導に関すること
産業環境対策部	廃棄物の処理に関すること
上下水道対策部	家庭用水の供給に関すること
医 療 対 策 部	感染症の調査、健康診断に関すること

防疫・保健衛生に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第13節」を準用

第14節 社会秩序の維持

第1 災害警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備態勢を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
交通・広報対策部	災害に関する正確な情報を市民に伝達すること。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 防火パトロールの実施に関すること。 2 防犯パトロールの協力に関すること。
市 民 対 策 部	物資の適切な配分の実施に関すること。
各 対 策 部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施すること。
亀 山 警 察 署	1 防犯パトロールを実施すること。 2 防火パトロールの協力に関すること。
市 民、事 業 所 自 主 防 犯 組 織	1 災害に関する正確な情報を入手すること。 2 自主防犯組織の地域における防火・防犯パトロールの実施に関すること。

社会秩序の維持に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第14節」を準用

第15節 ライフライン施設の復旧・保全

第1 施設設備の応急復旧

大規模な災害により、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には、大きな社会的混乱の要因となることが予想され、応急対策活動の障害となる。

このため、ライフライン関係機関等との相互の連携を図りながら、応急対策・復旧体制について整備するものとする。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握に関すること
総 務 対 策 部 建 設 対 策 部	市庁舎等防災拠点を最優先に応急復旧すること
各 対 策 部	1 所管施設、設備の被害状況の把握に関すること 2 所管施設、設備の応急復旧措置に関すること
三重県建設業協会 亀山支部等	施設、設備の応急復旧の協力に関すること
防災関係機関	各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること

ライフライン施設の復旧・保全に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第15節」を準用

第16節 被災者への情報伝達

第1 被災者への情報伝達活動

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜することが予測されることから、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達態勢の整備に努める。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
交通・広報対策部	1 二次災害防止のための必要な緊急広報及び総合的な広報の実施 2 災害発生後定期的に報道機関に発表を行うこと 3 広報紙の作成及び印刷に関すること 4 関係機関に広報協力を要請すること 5 広報紙の配布依頼に関すること 6 パソコン通信等による情報発信に関すること 7 一時避難者への広報に関すること 8 要配慮者に対する広報に関すること
市民対策部	1 市民からの情報及び問い合わせ等について災害対策本部に伝達すること 2 避難所において広報紙を配布すること
消防団	消防車等による緊急広報の実施に関すること
各対策部等	1 定期的な情報の報告及び整理に関すること 2 広報内容を災害対策本部に提出すること 3 広報内容を十分把握すること 4 広報活動の協力に関すること
亀山警察署	広報車等による緊急広報の実施協力に関すること
報道機関	市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力すること
自主防災組織	広報紙の配布等の広報活動への協力に関すること
市民	一時市外避難者は避難先を届け出ること
ボランティア	1 広報紙の配布に協力すること 2 パソコン通信等による情報発信に協力すること 3 要配慮者に対する広報に協力すること

被災者への情報伝達に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第16節」を準用

第17節 二次災害の防止

第1 水害・土砂災害対策

風水害により、河川の護岸施設及びため池の堤体が被害を受けた場合、浸水被害が発生するおそれがある。

このため、建設対策部、消防団は、災害発生直後に、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所、県四日市農林事務所と連携をとりながら、専門技術者等を活用して護岸施設及びため池の巡視を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難指示等の発令に関すること
交通・広報対策部	避難指示等の市民及び関係機関への伝達に関すること
建 設 対 策 部	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検調査に関すること 2 水害・土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること
消 防 団 自 主 防 災 組 織	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検協力に関すること 2 避難指示の市民への伝達に関すること
建 設 業 者 等	水害・土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力に関すること
ボ ラ ン テ ィ ア	水害・土砂災害等危険箇所の点検調査の協力に関すること

二次災害防止に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第17節」を準用

第18節 災害義援金の受入・配分

第1 災害義援金

大規模災害の発生に際し、被災者に対する災害義援金・災害義援品を必要とする場合は、県、市、関係団体、放送局等が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定め、行うものとする。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	災害義援金の受入判断、募集指示に関すること。
福 祉 対 策 部	1 関係機関に対する災害義援金の募集に関すること。 2 災害義援金の受入・処理に関すること。 3 災害義援金の配分計画作成・配分に関すること。
総 務 対 策 部	1 災害義援金の募集及び配分の広報に関すること。 2 災害義援金の保管・管理に関すること。
市 民 対 策 部	1 不足物資リストの作成に関すること。 2 市民への災害義援金の配分協力に関すること。
防 災 関 係 機 関	災害義援金の募集、受入、配分等協力に関すること。

災害義援金等の受入・配分に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第18節」を準用

第19節 文教等対策

第1 応急教育対策活動

大規模災害により通常の教育が行えない場合の応急教育を実施するとともに、教育機能の早期回復を目指す。

また、文化財の被害状況を収集し、二次災害による被害の防止のために必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
教 育 対 策 部	1 園児・児童生徒、教育関係職員及び教育施設の被害状況の調査に関すること。 2 園児・児童生徒及び教育施設利用者の安全確保に関すること。 3 教育施設の応急復旧対策に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 教材、学用品等の調達及び給付に関すること。 6 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関すること。 7 教育実施者の確保に関すること。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 9 学校・幼稚園の避難所活動の支援に関すること。 10 その他応急教育対策に関すること。

文教等対策に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第19節」を準用

第20節 水防及び土砂災害対策

第1 水防活動

1 実施責任

亀山市水防計画に基づく水防本部及び水防団（消防団）は災害対策本部設置時には、ここに包括される。

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への水防活動協力要請に関すること。 2 自衛隊への応援派遣要請に関すること。
危機管理対策部	災害対策本部と消防対策部及び水防機関との連絡調整に関すること。
建 設 対 策 部	1 水害の警戒に関すること。 2 水防巡視等への協力に関すること。 3 水防危険箇所の巡視、避難の勧告及び避難者の誘導等に関すること。 4 浸水想定区域要援護者施設に対する水害情報等の伝達に関すること。 5 その他水防全般に関すること。
消 防 対 策 部	1 災害対策本部と水防機関との連絡調整に関すること。 2 水防機関への応援に関する調整に関すること。 3 水害の警戒に関すること。 4 水防巡視等への協力に関すること。 5 避難の勧告等の伝達に関すること。
消 防 団	1 水害の警戒、被害の拡大防止に関すること。 2 水防巡視等に関すること。 3 水防危険箇所の巡視、避難者の誘導等に関すること。

2 活動の内容

本市における水防活動は、「水防計画」に基づいて実施する。

1 監視及び警戒

- (1) 気象予警報に基づき、建設対策部及び水防機関は、河川等の監視及び警戒を実施する。
- (2) 産業環境対策部は、ため池の監視及び警戒を実施する。

2 水防作業

河川、ため池が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、災害の危険があるときは、適切な水防工法を実施する。

なお、水防作業は、災害対策本部、県、関係行政機関等との連携により実施する。

本市における鈴鹿川水系浸水想定区域内に所在する要配慮者施設管理者等への洪水予報の伝達（水防法第 15 条関連）は、災対本部又は水防本部から、電話（FAX）又は衛星携帯電話により、洪水予報等に関する情報の伝達を実施する。

中部地方整備局

津地方気象台

三重河川国道事務所

(財)河川情報センター

県災害対策本部
水防本部

鈴鹿建設事務所
水防支部

災害対策本部
水防本部

凡例

水防警報・洪水予報
水位・雨量

河川情報の伝達

NTT回線又は衛星携帯電話

NTT回線

神辺小学校

神辺保育園・児童センター・亀山回生病院・学童クラブ

施設の名称	住 所	連 絡 先	担 当 者
亀山市立神辺保育園	亀山市太岡寺町 1259-2	8 2－5 8 0 7	園 長
亀山児童センター	亀山市東御幸町 69-5	8 2－9 4 6 0	館 長
亀 山 回 生 病 院	亀山市東御幸町 232	8 4－0 3 0 0	院 長
亀山市立神辺小学校	亀山市太岡寺町 1310	8 2－1 8 1 9	学 校 長
神辺小学校学童クラブ	亀山市太岡寺町 1296-14	8 3－2 1 2 2	管 理 者
サクラサクラ	亀山市川合町 103	8 4－0 0 0 2	管 理 者
日の本クラブ井田川	亀山市川合町 300	8 3－5 4 9 0	管 理 者

第2 土砂災害対策活動

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難情報の発令に関すること。
危機管理対策部 交通・広報対策部	市民及び関係機関への避難情報の伝達に関すること。
建 設 対 策 部	1 土砂災害等危険箇所の巡視・点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
消 防 団	1 土砂災害等危険箇所の巡視・点検に関すること。 2 避難指示の市民への伝達に関すること
三 重 県 鈴鹿建設事務所	1 土砂災害等危険箇所の点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
三 重 県 四日市農林事務所	1 土砂災害等危険箇所の点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
自 主 防 災 組 織	避難情報の市民への伝達協力に関すること
建 設 業 者 等	土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力に関すること
ボ ラ ン テ ィ ア	土砂災害等危険箇所の点検調査の協力に関すること。

2 土砂災害警戒情報発表時における避難情報の発令

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5章第27条「土砂災害警戒情報の提供」に基づき、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（以下、「土砂災害警戒情報」という。）が発表された場合は、基本法第60条第1項の規定による避難のための立ち退きの指示等一般に周知させるための必要な措置を講ずる。

3 避難判断時における基本方針

土砂災害警戒情報が発表された場合、避難情報の発令は市民の人命を尊重し、迅速に配信する必要があることから、以下に示す手順で避難情報の発令を行う。

なお、基本的な考え方及び行動については、「亀山市避難情報の判断・伝達マニュアル」により行う。

1 避難情報の判断

本部班は、津地方気象台及び県災対本部、三重河川国道事務所等と連携し、防

災気象情報や河川等の情報をあらゆる手段を講じて収集し、災害発生が予想又は確認された場合は、直ちに、本部員会議に報告を行い避難情報発令の判断を行う。

2 避難情報の発令

避難判断に基づき、避難情報の発令を行う場合、直ちに緊急速報メール（エリアメール）及び各種の情報伝達手段を用いて、市民等に対する避難情報の周知を行う。

3 県への報告

避難情報を発令した場合、避難対象地区及び対象世帯数、対象人口を集約し、三重県防災情報システムへの入力を行う。

なお、避難対象世帯及び人口については、近隣市町と同様に、自治会単位での発令とするため自治会の一部が危険地域であっても自治会の全世帯数を対象とする。

4 土砂災害対策等

建設対策部は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所と連携をとりながら、降雨等による土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。

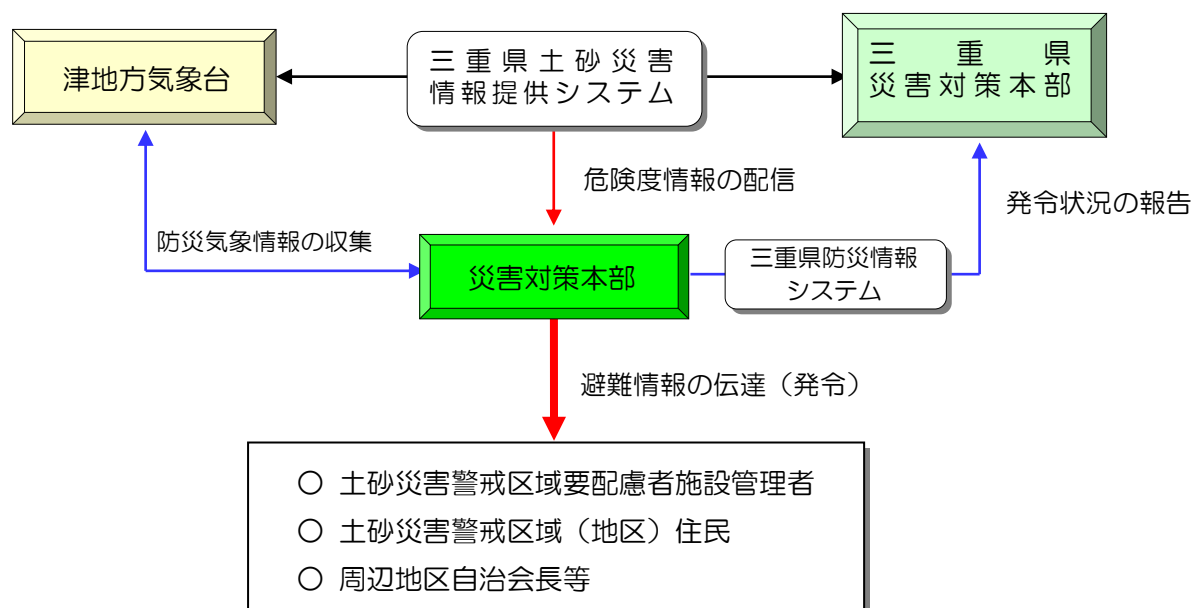
危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事といった適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

5 市民への土砂災害情報の伝達

土砂災害に関する情報は、「地震災害対策編第2章第16節第1」により、次の事項を市民に伝達する。

- 1 土砂災害の発生が予想される箇所
- 2 一時避難場所（指定緊急避難場所）、避難所
- 3 避難時の注意事項、携行品等

「土砂災害情報伝達フロー図」



4 要配慮者施設に対する土砂災害情報の伝達

本市における土砂災害区域内に所在する要配慮者施設管理者等への土砂災害情報の伝達（土砂災害防止法第8条関連）は、災対本部から、メール・電話（FAX）又は衛星携帯電話等の複数の通信手段により、土砂災害に関する情報の伝達を実施する。

【土砂災害警戒区域要配慮者利用施設等一覧表】

施設の名称	住 所	連 絡 先	担 当 者
特別養護老人ホーム華旺寿	亀山市関町坂下252	96-3131	施 設 長
特別養護老人ホーム安全の里	亀山市住山町590-1	83-1294	施 設 長
グループホームデイサービスセンター花しょうぶ苑	亀山市本町1-2-12	84-2215	施 設 長
亀山市立野登小学校	亀山市両尾町2124	85-0009	学 校 長
亀山市立中部中学校	亀山市田村町75	82-2101	学 校 長
亀山市立関中学校	亀山市関町新所1863	96-0115	学 校 長
関認定こども園アスレ	亀山市関町木崎786	96-0181	園 長
亀山市立加太小学校	亀山市加太板屋4569	98-0031	学 校 長
亀山市立白川小学校	亀山市白木町2739	82-3007	学 校 長
なかむら小児科	亀山市長明寺町304	84-0010	施 設 長
亀山市立亀山幼稚園	亀山市江ヶ室一丁目2-10	82-0336	園 長
亀山市立亀山東幼稚園	亀山市本町一丁目9-17	82-5037	園 長
第一愛護園	亀山市南崎町751	82-0350	園 長

6 土砂災害防止のための応急復旧対策

- 1 危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
- 2 危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
- 3 土砂災害を防止するため、仮排水路の設置、不安定土砂の除去、ブルーシート張り、土のう積み、仮設防護柵の設置等の応急工事等を検討、実施する。

第21節 農作物等の被害軽減対策

風水害により、被害を受けた農産物等について、その被害をできる限り軽減するため被害拡大防止措置等を講じる。

第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
産業環境対策部	1 農業用施設の応急対策に関すること 2 農作物、畜産及び林産物に対する応急対策に関すること 3 農業、林業関係団体との連絡調整に関すること 4 ため池の決壊防止措置に関すること 5 その他防災営農に関すること 6 県との連絡調整に関すること

第2 活動の内容

1 農業用施設の応急対策

産業環境対策部は、農業用施設の応急対策として以下の活動に取り組む。

- 1 河川等の氾濫によるたん水の排除
- 2 ため池の決壊防止措置
- 3 各種の措置に必要な応援要請及び水利組合等との連絡調整

2 家畜伝染病防疫対策

被災地区における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長により実施される。

産業環境対策部は、県及び関係機関等と連携を図りながら以下の活動に取り組む。

- 1 病虫害の駆除
- 2 家畜の防疫
- 3 防除器具等の確保

3 農作物被害軽減対策

農作物の被害状況を速やかに把握するとともに、地域農業改良普及センター、農業協同組合等の協力を得て、被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や農作物の病虫害防除対策等の技術指導を行う。

第22節 その他自然災害・突発重大事故対策

第1 局地的大雨対策

1 市道等の適切な管理

市道及び林道について、通行止めや危険区間の雨量規制等の安全対策を講じる。

2 県や津地方気象台等防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や津地方気象台等防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

3 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、気象庁から提供される「降水短時間予報」や「降雨ナウキャスト」により、雨雲の状況等を随時確認するとともに、気象庁が発表する「記録的短時間大雨情報」など、市民等に対し防災気象情報の伝達・周知を図る。

第2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、市域に「竜巻等突風に関する情報」が発表された場合、津地方気象台との連携を図り情報収集体制を強化するとともに、市民等に対し、適時に防災情報などの伝達・周知を図る。

第3 雪害対策

市域内で大雪が降ると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。このため、市域に「雪害に関する情報」が発表された場合、津地方気象台との連携を図り、情報収集体制を強化するとともに、市民等に対し、適時に防災情報などの伝達・周知を図る。

第4 突発重大事故の初動対策

列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等により死傷者が相当数に達する災害が発生した場合、現地災害対策本部を設置するとともに、以下の活動を行う。

- 1 発生現場付近における警戒区域等の設定
- 2 避難誘導
- 3 医師の派遣、患者の受け入れ

第3章 復旧・復興対策

復旧・復興対策に関する詳細は、「地震災害対策編 第3章 復旧・復興対策」を参照

第4章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第1 危険物施設

1 平常時における予防対策

1 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習会等を受講するなど、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 防災訓練実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

2 事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

危険物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

3 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

4 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

5 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他

- の市町に対して応援を要請する。
- 6 県に対する自衛隊の災害派遣要請
- 自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 7 資機材等の確保
- 化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。
- 8 危険物製造所等の使用の一時停止命令等
- 市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）
- 9 住民の安全確保
- 消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。
- 10 火気等の制限
- 消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。
- 11 避難の指示等
- 市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第2 高圧ガス施設の事故発生時の緊急措置

- 1 事故発生に係る県への通報
- 高圧ガス施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。
- 2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
- 市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。
- 3 消防隊の出動による救助及び消火活動
- 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第3 火薬類施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

火薬類施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組

織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第4 毒劇物施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第5 放射性物質施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災

害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第6 ばい煙発生施設、排水施設の事故発生時の対応

1 活動体制の確立

事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立し、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制を取るものとする。

また、発生災害の状況により市長が必要と認めた場合においては、災害対策本部又は現地対策本部を設置する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても、必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 消防応急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第2節 航空機・列車事故等突発災害への対策

1 活動態勢の確立

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の突発的事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に応じた活動体制を準備する。

また、災害の規模により市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置して、適切な配備態勢を敷くとともに、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

2 応急対策活動

事故等の発生により、災害が発生した場合、災害対策本部等を設置して、以下の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動については、関係機関等と連携を図り、必要に応じて、迅速かつ的確に活動体制を準備する。

- 1 被害情報の収集
- 2 消防応急活動及び救助活動
- 3 医療・救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 火災対策

第1 大規模火災対策

1 災害予防

1 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

(2) 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

(3) 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対して、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用使用明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防火査察時等に周知を図る。

2 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防用施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

3 防災知識の普及

(1) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と連携を図り、関係機関及び団体等の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(3) 立入検査指導の強化

消防対策部は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 情報の収集・伝達

市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは、火災予防上必要な措置を講ずる。

(2) 消防活動の実施

市域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防本部及び消防団が主体となり活動を行うが、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずる。

また、消防対策部は、消防活動の主体として市域内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(3) 応援要請

ア 災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対

し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところもしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

イ 災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

ウ 市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県内における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

3 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

ア 市長又は消防長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定める所により応援出動する。

イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

4 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行うとともに、必要に応じ避難所を開設する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着する

までの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

【参考】

火災気象通報とは

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

- 1 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下となる見込みのとき。
- 2 最大風速が13m/s以上となる見込みのとき（降雨・降雪中は通報しないこともある。）

第2 林野火災対策

1 林野火災消防計画の確立

消防対策部及び産業建設対策部は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況並びに林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関等との連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

- 1 特別警戒実施計画
 - (1) 特別警戒区域
 - (2) 特別警戒時期
 - (3) 特別警戒実施要領
- 2 消防計画
 - (1) 消防分担区域
 - (2) 出動計画
 - (3) 防護鎮圧計画
- 3 資材整備計画
- 4 啓発運動の推進計画
- 5 防災訓練の実施計画

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 災害対策本部の設置

林野火災の発生に際し、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し災害情報の収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 消防活動の実施

市域内において火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずる。

(3) 近隣市町への応援要請

市長又は消防長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災していない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動を行う。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

なお、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

3 林野火災空中消火活動

市長は、地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 初動態勢

ア 災害情報等の報告

地域防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

ウ 火災現場付近の状況の把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把

握しておくこと。

エ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶための、輸送ルート・輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて亀山警察署と連携し、先導等の措置を講ずる。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

a 情報の総括

空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う。

イ 作業手順及び作業内容

消火剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動を実施する。

(3) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれがあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

(4) 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

なお、報告内容については、次の内容により行うものとする。

ア 林野火災の発生場所

イ 林野火災焼失（損）面積

ウ 災害派遣を要請した市町名

エ 災害派遣に要した航空機の機種と機数

オ 散布回数（機種別）

カ 散布効果

キ 地上支援の概要

ク その他必要事項

4 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

消防対策部は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 消防対策部は、多数の傷病者が発生し近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。